

午前十時開議

○**畠山晋一委員長** ただいまから都市整備常任委員会を開会いたします。

○**畠山晋一委員長** 若林委員は欠席でございますので、御報告いたします。

本日は、報告事項の聴取等を行います。

それでは、1 報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦令和八年第三回区議会定例会提出予定案件について、議案①世田谷区風景づくり条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を願います。

○**渡邊都市デザイン課長** それでは、第三回区議会定例会に提案を予定しております世田谷区風景づくり条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

一ページ目、かがみ文を御覧ください。1 改正理由でございます。景観法の改正に伴い、世田谷区風景づくり条例について規定の整備を図る必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、2 改正内容でございます。景観法の改正に伴い、条例第二十九条第三項に規定する引用条文の修正のほか、規定の削除、修正等を行うものです。

続いて、3 施行予定日でございます。現時点で法の施行予定日が決定していないことから、施行予定日は規則で定める日としております。

続いて、4 条例改正新旧対照表、5 添付資料です。二ページ以降の別紙1にございます。詳細は後ほど御確認ください。

説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 次に、②世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を願います。

○**菊池建築調整課長** それでは、世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

一ページを御覧ください。本件につきましては、第三回区議会定例会に提案するものでございます。

1 改正理由でございます。東京都市計画下高井戸駅周辺地区地区計画が都市計画決定されたことに伴い、世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例、以下、建築物制限条例と呼びます。これに当該区域の地区整備計画の制限内容を追加する必要があるため、建築物制限条例の一部を改正するものです。

続きまして、2 改正内容でございます。右上ページ番号二ページ目、別紙 1 を御覧ください。建築物制限条例改正に関連する地区計画や法令改正の概要となります。

1 ㊦が対象区域となりまして、斜めのハッチングで示された範囲が今回新たに追加する地区計画の範囲となります。㊧が地区整備計画で制限する内容です。①から⑥に記載している制限につきまして建築物制限条例別表 1 と 2 に追加いたします。詳細につきましては、三ページ目以降、別紙 2 に添付いたしましたので、後ほど御確認ください。

一ページに戻りまして、3 の施行予定日は公布の日となります。

御説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 次に、③世田谷区立公園条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を願います。

○**中杉公園緑地課長** それでは、令和八年第三回区議会定例会提出予定案件の、世田谷区立公園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1 改正理由及び2 改正内容としましては、世田谷区立若林五丁目公園を廃止するため、世田谷区立公園条例第二条別表第一から名称と位置を削除するものでございます。

右肩二ページを御覧ください。当該公園は隣接する集合住宅建設時に区に帰属され、昭和六十二年に開園し、約三十九年間にわたり利用を継続してきたところでございますが、その土地の大部分が東京都市計画道路事業補助線街路第五十二号線事業の計画予定地に該当しております。このたび東京都への事業協力に伴い、当該公園用地を売却する必要があることから、区立都市公園を廃止するものでございます。なお、売却先は東京都から用地取得業務を受託している東京都道路整備保全公社でございます。

三ページから五ページが新旧対照表となっておりますが、右肩四ページを御覧ください。別表第 1 の㊦世田谷地域の世田谷区立若林五丁目公園を削除するものでございます。

お手数ですが、右肩一ページにお戻りください。3 施行予定日につきましては令和八年十月二十九日を予定しております。

4 条例改正新旧対照表及び5 廃止理由につきましては、記載のとおりでございます。公園廃止後、契約準備を進め、十二月上旬に区と道路整備保全公社との間で売買契約及び物件移転補償契約の締結を行った後、所有権が移転される予定です。その後、解体工事の入札等工事の準備を進め、四月から区による解体を行い、工事完了後に道路整備保全公社へ土地の引渡しを行う予定です。

説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**関口江利子委員** ありがとうございます。

この公園がなくなるということで、木があったり遊具があったり、今していると思うんですけれども、これは子どもたちが遊べる状態はもう、都に売却した時点で、子どもたちというか、周りの周辺の住民は、もう入れなくなるということなんですか。

○**中杉公園緑地課長** 公園を廃止いたしますので、区民の方々、利用者は入れない状態になります。

○**関口江利子委員** ありがとうございます。では、ここに植わっている樹木なんかも、どうなるかというのは、もう都に任せられるという形になるんですか。

○**中杉公園緑地課長** 解体して更地での引渡しとなりますので、全部撤去という形でございます。

○**畠山晋一委員長** 続きまして、④特別区道路線の認定について、理事者の説明を願います。

○**松本道路管理課長** それでは、令和八年第三回区議会定例会提出予定案件でございます。特別区道路線の認定について御説明いたします。

1 の概要でございます。本路線は世田谷区桜上水二丁目二百三十一番四から二百三十三番八までの区間でございまして、住居表示で申し上げますと桜上水二丁目十三番となります。参考欄に記載しております路線の延長、幅員、面積、道路の現況は記載のとおりでございます。

資料二ページの案内図を御覧ください。右下の拡大図の中に記載しております黒塗りの部分が、特別区道として今回、道路認定を予定している路線でございます。当該路線は赤

堤通りの北側に位置しており、近傍には区立経堂小学校や緑丘中学校がございます。

本件道路は開発行為によって道路整備がなされ、区が帰属を受けた道路であり、このたび特別区道路線の認定を御提案するものでございます。

説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 続きまして、⑤特別区道路線の認定について、理事者の説明をお願いします。

○**松本道路管理課長** それでは、令和八年第三回区議会定例会提出予定案件でございます、特別区道路線の認定について御説明いたします。

1 概要でございます。本路線は世田谷区給田五丁目十二番五十五から十二番五十七までの区間でございます。住居表示で申し上げますと給田五丁目十七番となります。参考欄に記載しております路線の延長、幅員、面積、道路の現況は記載のとおりでございます。

資料二ページの案内図を御覧ください。右下の拡大図の中に記載しております黒塗りの部分が、特別区道として今回、道路認定を予定している路線でございます。当該路線は吉祥寺通りの北側に位置しており、近傍には区立給田小学校や都立世田谷泉高校がございます。

本件道路は開発行為によって道路整備がなされ、区が帰属を受けた道路であり、このたび特別区道路線の認定を御提案するものでございます。

説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 次に、報告①議会の委任による専決処分の報告（車止め用ポール損傷事故に係る損害賠償額の決定）について、理事者の説明をお願いします。

○**高橋工事第一課長** それでは、車止め用ポール損傷事故に係る損害賠償額の決定について御報告いたします。

本件は、五月二十七日の本委員会において事故報告を行っている案件でございます。

1 事故の概要ですが、㊦発生日時は五月十一日午後一時三十分頃でした。㊧発生場所

は世田谷区内の区が管理する道路上です。㊦事故内容や㊧相手方等の詳細につきましては別紙の二ページ以降を御確認ください。

2 損害賠償額は記載のとおりでございます。

3 専決処分日は令和八年八月十八日です。

報告は以上です。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 続きまして、㊨新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状況）について、理事者の説明をお願いします。

○**一坪都市計画課長** それでは、新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状況）について御説明いたします。

本件は、五常任委員会及び四特別委員会との併せ報告でございます。

まず、主旨でございます。世田谷区基本計画に掲げる目指すべき未来の世田谷の姿の実現に向け、区は令和六年三月に新たな行政経営への移行実現プランを策定し、持続可能な新たな行政経営への移行を目指し取組を進めております。このたび、プランの二年目に当たる令和七年度取組について、決算を踏まえた効果や成果を令和七年度推進状況としてまとめましたので、御報告するものでございます。

推進状況についてでございますが、本編に沿って御説明させていただきます。資料右上の五ページをお開きください。新たな行政経営移行の五つの到達点ごとの推進状況について記載しております。

ページ上段、1 新たな仕組みづくりについては、行政手法の転換等により、時代に即した区民サービスを提供し、多様化するニーズに的確に対応できる体制の構築を図る取組として、令和七年度当初予算に国分寺崖線樹林地保全管理などを含めて一億七千八百万円を計上したところ、決算額は一億七千四百万、令和八年度の当初予算額は二億六千九百万となっております。

ページ下段②の区民目線からのサービス利便性の向上については、区民ニーズに対応し、便利で利用しやすい行政サービスを提供していくとともに、行政内部の事務改善を図る取組として、令和七年度当初予算に三億七千二百万円を計上したところ、決算額は三億三千百万円となりました。マイナンバーカードセンター運営における入札の落差金等によ

り、執行額が減となりました。また、令和八年度の当初予算額は四億一千八百万円となっております。また、各取組を進めることで、業務時間については、令和六年度と比較しまして約一万時間の削減につながっております。

続きまして、六ページを御覧ください。ページ上段③職員の時間の効果的活用については、事務マニュアルやフローの整理、見直し、デジタル技術の活用などにより、区民サービスの維持向上を図るとともに、職員の力を効果的に活用する取組として、令和七年度当初予算に六億三千二百万円を計上したところ、決算額は六億二千五百万円、令和八年度の当初予算額は八億六千四百万円となっております。また、各取組を進めることで、業務時間については令和六年度と比較しまして約二・六万時間の削減につながっております。

ページ下段、④の業務量増に対しての効率的対応については、今後増加することが見込まれる行政需要に対し、限られた資源で着実に対応できる体制を整える取組として、令和七年度当初予算に六千六百万円を計上したところ、決算額は六千九百万円、令和八年度の当初予算額は六千五百万円となっております。

続きまして、七ページを御覧ください。⑤組織力の向上・人材の育成（専門性の向上）については、組織横断的な課題や地域・地区の課題に対し、機動的かつ柔軟に対応できる組織の在り方や人材育成の取組として、令和七年度当初予算に二億一千六百万円を計上したところ、決算額は二億一千百万円、令和八年度の当初予算額は二億三千百万円となっております。

続きまして、八ページと九ページには合計で百六の取組を、それぞれの到達点ごとに一覧としてまとめております。

一〇ページを御覧いただきまして、取組項目の表の見方についてですが、表の最下段に⑥として、令和七年度の主な実績をお示ししているところでございます。

一一ページ以降に百六の、それぞれの取組項目を記載しております。本委員会所掌の取組につきましては、合計十九の取組がございましたが、主な取組についてのみ御説明をさせていただきますと思います。

右上二〇ページを御覧ください。1一㉟、各農業公園の管理運営業務でございます。農業公園の事業の継続、安定的な管理運営、区民サービスの向上及び効果的な効率的な農業運営を目的に、事業に精通した事業者と手を組み、限られた職員のマンパワーの中で適正な公園の日常管理を行うとともに、農業体験会、収穫イベントを定期的を開催し、農を身近に感じてもらえるように農業公園全体のサービス拡充に取り組みしました。

続きまして、ページは二九ページになります。1—18、レンタ・コミュニティサイクル事業の再構築です。令和八年からの民間移行に向け、令和七年十一月をもって区レンタサイクル事業を廃止し、不要となる自転車の売却や機器撤去を行いました。区レンタサイクルを利用してきた方への対応としては、区レンタサイクルポートに民間シェアサイクルの案内を掲示し、必要に応じ利用できるようなお知らせをしました。また、高齢者向けスマートフォン講座において、民間シェアサイクルの使い方を記載したパンフレットの配架を行うとともに、区レンタサイクルポートにおいて電動アシストつき自転車の使い方教室を実施するなど、区民の利便性を損なわないよう、様々な手段を用いて案内に努めております。

続きまして、ページは飛びまして三四ページとなります。2—5、都市整備領域における窓口、申請手続き及び情報共有等のDX推進です。新庁舎への都市整備領域移転に合わせ、総合受付システムやウェブ閲覧サービスの導入などにより、窓口案内の迅速化、混雑緩和など利用者の利便性向上及び職員の事務負担軽減を図る取組ですが、令和七年は一部、電子申請の試行やサービス導入に向けての要件定義、移行データの整理などを進めております。

続きまして、最後、五五ページになります。4—3、大規模公園の管理運営業務の効率化です。大規模公園三か所における管理運営業務委託の仕様を見直し、委託業務の中で受託者が小破修繕対応できる範囲を拡大することにより事務の効率化を図り、職員の時間を生み出し、樹木点検、危険木への対応などの安全管理、維持運営の充実に取り組みしました。また、施設の異常に迅速に対応することで、より安全に安心して楽しめる公園を利用者に提供することができるようになりました。引き続き、持続可能な新たな行政経営の実現に向け、庁内一丸となって鋭意取組を進めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**岡川大記委員** ちょっと確認し切れていないんですが、今、倒木が結構、世田谷区内でたくさん見受けられるようになって、いろんなテープが張ってあったりとかというのがありますが、このプランの中には、安全に配慮したであったりとか、倒木に関するものはあるのでしょうか。

○**北川みどり 推進担当部長** 最近、倒木のことがニュース等でよく見られておりますけれども、世田谷区におきましては、日々の公園管理事務所も含めたパトロールを重ねて

おりまして、危険な樹木については適宜その都度対応している状況が続けております。台風等で被害等もありますけれども、その都度、公園管理事務所のほうで指示をしながら対応しているという状況ではありますが、この新たな行政経営への移行実現プランのほうの記載としては位置づけておりません。

○**畝目土木部長** 今お話がありました、そうしたものについては、例えば五七ページの4ー6になりますけれども、これは道路通報の対応業務といったところで、道路巡回等もありますが、デジタルトランスフォーメーションだとか、デジタル技術を活用して、今、マイシティレポートだとか、区民の皆様にも参画いただきながら通報していただくシステムを取っています。一番下の令和七年の実績の中では、登録者数も五百七十名と順次増えていってございますので、こうした例えば倒木ですとか、リアルな通報だとか、そういうものも受けながら、また対応していくという取組を行ってございます。

○**下山芳男委員** 三四ページのDXの推進ということで、玉川から世田谷の本庁舎に来て、また新しい窓口に対応する、いろいろなシステムが入ってくるわけですが、やはりそれって事業者にとっても非常にメリットもあると思いますけれども、移行するに当たっては、それなりの説明とか指導とかは必要だと思うんですけれども、そういったものはどういうふうな対応になるのか、ちょっと教えていただきたい。

○**一坪都市計画課長** もちろん一部、電子化なんかを進めているところでありますけれども、そういった窓口については事前にアナウンスもして、ホームページも御覧いただけるようになっておりますが、本格的な実施に向けては、事前に各窓口で周知をしながら周知徹底していきたいと思っているところでございます。

○**下山芳男委員** そうすると、各総合支所と今度の都市整備領域の窓口というのは、それぞれ違うところに行くこともあるんですよね。全てこの本庁舎ではできるということではないですよね。ほぼできる。

○**一坪都市計画課長** もちろん総合支所でやっていることが、行かなくてできるようになりますので、いろんな各種の届出がありますので、例えば建築確認申請の電子化だとか、地区計画の届出だとか、それは今まで支所でやっているものができるようになる形になりますので、それは各種届出の進行、電子化の進行を合わせて、各窓口にまずアナウンスをさせていただいて、トータルで全てができるようになれば、もう皆さん行かずに、オンラインでできるような形になるというところで、今、検討を進めているところでございます。

○北川みどり ☿ 推進担当部長 先ほど岡川委員のほうからお話がありました件につきまして、補足と訂正をさせていただきたいと思います。

日頃の樹木の維持管理等については、先ほどお話しさせていただいたとおりでありますけれども、今回の移行実現プランに関連する話といたしましては、例えば右肩二一ページ、項目 1— ☿ で、区民参加と協働による崖線樹林地の保全、育成の推進の中で、国分寺崖線の公園緑地における保全再生方針を策定しておりますので、それに基づいた保全・復元作業を実施していることと、あとは、右肩五五ページ、項目 4— 3、大規模公園の管理運営業務の効率化。こちらは世田谷公園、羽根木公園と玉川野毛町公園における運営管理受託者への施設点検業務の項目や金額の拡充等の話ではありますが、それによって生み出された時間について、樹木の維持管理業務等に職員の時間を充てているという状況もございますので、そういった意味では、そういったことも含まれているというふうに解釈しております。

○畠山晋一委員長 次に、☿ 世田谷区債権管理重点プラン(令和六～九年度)の推進状況について、理事者の説明をお願いします。

○青木住宅課長 それでは、世田谷区債権管理重点プラン(令和六～九年度)の推進状況につきまして御説明いたします。

本件は、五常任委員会及び子ども・若者施策推進特別委員会で併せて御報告いたします。

それでは、資料右上のページ番号で御説明いたします。一ページを御覧ください。

1 主旨についてでございます。区では世田谷区債権管理重点プランを策定し、収納率の向上と収入未済額の縮減に取り組んでまいりました。このたび令和七年度における実績が確定いたしましたので、世田谷区債権管理重点プランの推進状況としてまとめましたので、御報告するものでございます。

次に、2 債権管理重点プランの基本的な考え方についてです。本プランは記載のような五つの基本的な考え方を柱としておりまして、プランに基づき各取組を実施しております。

次に、3 の令和七年度における区全体の債権の概況でございます。令和七年度における収入未済額合計は、令和三年度を基準年とすると約三・二％増加しております。過去五年間の推移を見ると、令和三年度に収入未済額が大きく縮減した後、年度により増減はある

ものの、令和五年度以降は増加傾向となっております。令和三年度においては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う消費抑制や定額給付金の支給、減免・徴収猶予特例制度の活用などにより、収入未済額の合計は大幅に縮減しておりますが、続く令和四年度は、区民生活がコロナ禍前の消費活動を取り戻しつつあったことや、物価高騰による影響等から、令和三年度より約二億六千万円増加しております。令和五年度は、主に国民健康保険事業会計において収入未済額の減少があったものの、令和六年度は前年度から約二億六千万円増加、令和七年度は前年度から約一億円増加し、収入未済額の合計は約九十六億四千万円となっております。区といたしましては、令和八年度においても現年分徴収の徹底や滞納整理の取組の強化等に取り組むこととしております。

次に、資料右上の二ページ目を御覧ください。4 令和七年度の主な取組実績でございます。令和六年度から引き続き、債権を管理する所管課では、納付義務者の個々の状況に応じた丁寧な対応に努めてまいりました。具体的には、㊦債権管理所管課に対するサポートの拡充として、各所管課が相談できる債権管理に特化した法律相談の実施や、㊧生活困窮者等に対する支援の連携として、令和七年度四月から生活困窮者等に対する必要な支援への連携の仕組みの運用を開始するなどの取組を進めました。

次に、5 今後の主な取組みでございます。㊨徴収体制の強化といたしまして、収納率の向上につながる効率的な体制の構築に向け、今年度、他自治体における債権管理の一元化の導入について、二十三区の一部自治体に調査を行ったところ、特別区民税と国民健康保険料の制度の違いへの対応が難しいことから、導入後に一元化を解消した事例や、一元化の導入を見送った事例がありました。こうした事例を踏まえると、当区において一元化に踏み切るとは収納率や体制面で課題が多いため、慎重な検討が必要であり、引き続き一元化に関する調査を継続するとともに、効率的かつ効果的な債権管理体制の在り方についての検討を進めていくこととしております。

また、㊩生活困窮者に対する必要な支援への連携といたしまして、資力や生活状況を共有することへの本人同意に対する生活困窮者の心理的抵抗感を拭うべく、引き続き勉強会の実施等を行うことで、当該連携の仕組みのさらなる活用に向けた取組を推進し、相談者一人一人に寄り添った丁寧な対応を継続していくこととしております。なお、令和八年八月十九日時点での同意書取得案件は六件となっております。

次に、資料右上の三ページ目を御覧ください。6 債権管理重点プランに掲げる九債権の各取組についてでございます。プランにおいて重点的に取り組む債権として、九つの債権

を対象としております。対象九債権の収入未済額合計は、区が保有する債権全体の収入未済の推移と、ほぼ同様の状況となっております。令和七年度の収入未済額合計は、令和三年度を基準年とすると約二・九％増加しております。過去五年間の推移としては、おおむね横ばいで推移しているものの、令和五年度以降は増加している状況です。令和七年度は一部の債権で収入未済額が減少したものの、増加する債権も見られたことから、対象九債権全体では前年度から約一億円増加し、収入未済額の合計は約九十二億三千万円となっております。区といたしましては引き続き、令和八年度においても、現年分徴収の徹底や滞納整理の取組の強化等に取り組むこととしております。

次に、7 今後の主なスケジュール（予定）として、今月中旬にホームページ等により公表することを予定しております。

その後の四ページ以降は、ただいま説明してまいりました内容の詳細のほか、九債権の個別の債権管理の取組に係る収納の現況、目標及び実績、さらに令和七年度実績に対する評価など、詳細を記載しておりますが、当委員会におきましては住宅課が所管しております区営住宅使用料の債権が該当しておりますので、資料右肩三四ページを御覧ください。

1 収納の現況ですが、令和三年度から七年度までの調定額の推移を記載しております。令和七年度は滞納繰越分の収納率が前年度を下回っているものの、全体の収納率は九五・八％となっており、高い水準を維持しております。また、令和七年度は不納欠損処理に該当するケースが少なかったことから、不納欠損額は令和四年度と同様に少額となっております。

㊦の目標及び実績につきましては、令和六年度及び令和七年度の実績と令和八年度の目標を記載しております。令和七年度は現年分の収納率について、目標の九九％に対して九九・五％、滞納繰越分についての収納率は目標一四％に対して二三％となっております。滞納繰越分の収納率が目標を上回った要因としては、高額な長期滞納者への対応として、継続的に弁護士に債権の回収業務を委任してきたことが成果につながっていると考えております。これにより、数十万円単位の滞納額を一括で納付される事例がありました。

なお、滞納繰越分の収納率につきましては、債権者の多くが一括返済ではなく、毎月数千円から数万円程度の分割納付を継続している状況であることから、今後も安定した水準で推移するものと見込んでおります。

続いて、2 令和七年度実績に対する評価ですが、初期滞納者につきましては一か月目から催告を行うなど、滞納の早期解決に取り組むとともに、高額滞納者については法的対応

を適宜行ってまいりました。また、生活保護受給者の代理納付を活用することで滞納を未然に防ぎ、収納額の増加を図ることができました。

続きまして、右肩三五ページを御覧ください。4目標実現に向けた取組みについては記載のとおりです。令和八年度もこれらの取組を継続し、適正な債権管理を徹底してまいります。

なお、区営住宅以外の八つの債権につきましては、右肩二〇ページから同様の形式でまとめておりますので、後ほど御確認ください。

説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 続きまして、㊦世田谷区公営住宅等長寿命化計画改訂の検討状況について、理事者の説明をお願いします。

○**青木住宅課長** それでは、世田谷区公営住宅等長寿命化計画改訂の検討状況について御説明いたします。資料の一ページ目を御覧ください。

1 主旨、世田谷区公営住宅等長寿命化計画は、現行計画が令和九年三月に計画期間の終期を迎えるため、来年度へ向け改訂を行っているところです。改訂に当たっては、区営住宅等の長寿命化に向けた予防保全型の管理及び改善を計画的に推進するとともに、区営住宅等ストックの将来的な在り方を見据えた住宅の集約、再編の方向性を整理し、効率的かつ持続可能な住宅供給を図ります。

本計画は、これまで外壁や設備の修繕等、主にハード面の修繕計画を定めておりましたが、次期計画期間のうちに老朽化による建て替えが想定され、住宅の供給量に関わってきますので、その供給量の考え方も含め、計画改定に向けた検討状況を報告するものでございます。

2 計画概要、本計画は、国の公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づき、区営住宅等の長寿命化を図りながら、老朽化した住宅の効率的かつ円滑な更新を進め、ライフサイクルコストの縮減及び事業量の平準化を図るものでございます。また、おおむね三十年の長期的な管理の見通しを踏まえた上で今後十年間の実施方針を定め、社会情勢の変化や事業の進捗等に応じて、おおむね五年ごとに見直しを行います。

㊧計画の位置づけでございます。図1記載のとおり、各計画と整合を取ってまいりま

す。二ページ目を御覧ください。㊦計画期間は令和九年度から令和十八年度の十年間です。㊧検討の流れは、資料最後の六ページ目に別紙として、公営住宅等長寿命化計画改訂作業フローをつけておりますので、後ほど御覧ください。

二ページ目に戻りまして、3区営住宅等の状況整理でございます。㊨建物状況、区営住宅等は全五十七住宅千七百四十戸を管理しておりますが、長寿命化計画事業対象は借上げ住宅を除く四十住宅です。表1の築年数別住宅数に示すとおり、区所有住宅のうち二十二住宅が築四十年以上で、令和十八年頃から断続的に更新時期である築六十五年を迎えます。住戸タイプ別の内訳は表2を御覧ください。区所有の住宅においては四人以上世帯向け住戸が約七割を占める一方、単身世帯向け住宅は約二割程度となっております。また、単身世帯向け住宅の過半数は借上げ住宅が占めています。

次に、㊩入居者の状況です。表3の世帯人数構成で示すとおり過半数が単身世帯であり、六十五歳以上の高齢者の単身世帯が全世帯の約半数を占めています。また、表4の全入居者の年齢構成では六十歳以上が六割以上を占めています。

三ページ目を御覧ください。㊪居住状況のミスマッチ。ここでは住戸規模と実際に居住している世帯人数に乖離が見られ、居住状況にミスマッチが起きていることを示しています。図2の住戸規模構成では、四人以上世帯向け住戸に着目すると、住戸全体に占める割合は五九・九％、約六〇％であるのに対し、図3の入居者の世帯構成では、四人以上世帯の割合は僅か五・九％、約六％にとどまっています。

㊫区営住宅等の応募倍率。図4の区営住宅等の応募状況の推移を御覧ください。応募者数及び年度倍率は長期的に減少傾向にあります。

四ページ目を御覧ください。表5では募集対象者別応募倍率の推移を表していますが、家族向けや高齢者向け、高齢者、障害者向けバリアフリー住戸や単身者向けの需要が高く、ひとり親・子育て世帯向けの倍率は、その他の住戸に比べ低調傾向となっております。

4本計画改訂にあたっての視点でございます。現在までの基礎調査や現地調査を踏まえ、今後は以下の視点を重視しながら本計画の改定作業を進めてまいります。

㊬住宅の評価。区営住宅等の状況整理や基本方針を踏まえ、以下の四つの観点から住宅ごとに評価し、改善、建て替え等の事業手法の選定へ反映してまいります。

㊭住宅供給の考え方。区営住宅等全体の戸数の設定に当たっては、容積率、各住宅の敷地条件を最大限活用するとともに、世帯構成の変化や需要動向を踏まえて住戸構成を見

直し、総戸数の拡大を図ってまいります。その中で、十年間の計画期間中に建て替えを予定する住宅については具体的な供給可能戸数を試算します。

検討に当たっては、以下二つの視点に留意します。①居住状況のミスマッチへの対応。これは今後の建て替え等を契機として単身世帯向け住戸の割合を増やし、対応いたします。あわせて、高齢者二世帯向け住戸や子育て世帯向け住戸も一定数確保する等、入居者のコミュニティーにも配慮した計画といたします。②民間借上げ住宅の契約期間満了への対応。賃借料負担や建物の老朽化といった課題を踏まえながら、契約期間満了までに借上げ住宅入居者が建て替え後の区営住宅に移転できるよう、住宅戸数を検討してまいります。

五ページ目に参ります。5今後のスケジュール（予定）でございます。予定については記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**たかじょう訓子委員** この間、区営住宅を増やす方針を持つべきだというふうなことを主張させていただいて、この長寿命化計画の中で検討しますというお話だったんですね。この御報告を聞くと、家族向けのところを一人向けのところに変えていくことで住戸を増やしていくということで、しかも、民間借上げの住宅の契約期間満了をしたところの方を入れていくというお考えだと思うんですね。ということは、いずれ十七戸ある借上げ住宅を廃止していく方向になるかと思うんですけれども、公共住宅、区営住宅は全体として減ってしまうんですねというように取れます。

どう増やしていくのかというのは、これから出てくるのかもしれませんが、パイを減らして、その後の公共住宅、区営住宅を増やしていくという検討は、これからされるということによろしいのでしょうか。

○**青木住宅課長** 全体数が減るのではないかという御質問だったと思いますが、これから具体的なものについてはどのぐらい増やせるのかというものを考えていきますけれども、今現在、容積率にまだ余裕がある住宅もございますので、そこも容積率いっぱいまでを使い、また、例えば三DKの住宅を二戸に割って一DKを増やして、全体の戸数を増やすということで、借上げ住宅を仮に返還したとしても、全体数としては増えるのではないかという、今のところ見通しは立っておりますので、具体につきましては、また見通しについて、二月の常任委員会のときに御報告させていただければと考えております。

○関口江利子委員　ありがとうございます。

表5の応募倍率のところで、高齢者・障害者世帯向けバリアフリー住戸の率が高齢者に次いで高いんですけども、これは最終的には高齢者向けも結局はバリアフリー状態が必要になる、予備軍とも呼べる人たちだと思うので、高齢者等、このバリアフリー住戸を入れると、かなり今後、倍率も上がっていくんじゃないかというところで、ニーズは高いと思うんですけども、公営の住宅が本当に最後の命綱のような状態になってくると思います。

そんな中で、4の㊦の住宅供給の考え方のところ、バリアフリー住戸についての考え方が書いていないので、ちょっと教えていただければと思います。

○青木住宅課長　バリアフリー住戸につきましては、床の段差改修ですとか、手すりのある住宅なんですけれども、今後の個別の住宅の建て替え等に際しましては、バリアフリー住宅も高齢者が多く入居することを想定しながら、個別の整備計画等で決めていきたいと考えております。

○岡川大記委員　ちょっと理解できていない部分もあるんですが、四人以上の住戸が千四十三あって、二から三も百八十九あるというふうに三ページ目に載っているんですけども、単身世帯がその横に八百十、五百九十七、四人以上が五・九%、八十八戸ということなんですけれども、四人以上の部屋に単身の方が住まれていることになるということではなかったですか。

○青木住宅課長　委員のおっしゃるとおり、四人以上の広いお部屋に、今、実際にお一人で住まれている方が結構いらっしゃいまして、この経緯といいますのが、実際に入居されたときはファミリーで入られたんですけども、だんだん高齢化が進みまして、お子様が独立されて家を出ていかれたりですとか、配偶者の方が亡くなられて、結果的に今、お一人で住んでいるという世帯がかなり多いと把握しております。

○岡川大記委員　今回はそういう方も、住み慣れた部屋から一人暮らしのところに変わってってもらおうということを目指しているということなんでしょうか。

○青木住宅課長　今建っている住宅にお住みの状態では、以前アンケートを取って、そういった方に、ほかのもうちょっと狭いお部屋に移る御希望はありますかというようなアンケートを取ったときには、希望はやはり一件もなかったために、今住み慣れたところで住まわりたいんだなというようなニーズは把握しております。今、住まわれている方に無理やりほかのお部屋に移ってもらうことは考えておりませんで、建て替えの際にそういった

ことをお話しさせていただければいいかなと考えております。

○岡川大記委員 四人以上住宅がたくさんある中で、空きというのは基本的には、なくなっていくことでよかったのでしょうか。今回、若い方が大分少ないというのは、若者がどんどん出ていってしまう世田谷において、区営住宅がもうちょっと入りやすくなるのか。それとも、やっぱり入り手がいないのか。そういうところでちょっと伺ってもいいですか。

○青木住宅課長 若者世帯、子育て世帯の比較的若い世帯ということですが、四ページの表5にもございますが、ひとり親・子育て世帯向けが、ここ五年間の平均で六・六倍と、ほかの住宅に比べては倍率が低いというところで、比較的ニーズは少ないのかなというふうには思っております。

空き状況については、一定出入りがあるものですから、住民の方が出られた後は、空室の改修をするための空き部屋というのは一定数、常に存在はしておりますけれども、御用意ができた部屋から常に提供しておりまして、それに対する応募も一定数あって、応募したのに募集がないという状況はない状態でございます。

○下山芳男委員 高齢者とか障害の方のあれで、エレベーターというのは、こういう区営住宅の場合はどのような、基本的な考え方ってあるんですかね。

○青木住宅課長 エレベーターにつきましては、おおむね高層の比較的新しい建物については設置しているものがありますけれども、三階建てぐらいの割と古めの住宅については、ないエレベーターが多い現況です。建て替えに当たりまして、その辺のエレベーターの必要性ですとかも考えながら、整備方針等を決めていきたいと考えております。

○山口ひろひさ委員 先の視点になってしまうわけですがけれども、十年後、十八年頃からは断続的に更新の時期を迎えるということですがけれども、今、七割がミスマッチという考え方ですがけれども、遠い将来を考えると、建物というのは建て替えたら六十五年間使うわけですのでね。今はミスマッチかもしれませんが、これが十年後、二十年後になると、今の高齢者のいわゆる一人住まいというのも精査されていくと思うんですよ。

今、僅かですけれども出生率も上がり、そして婚姻数も増えている中で、しっかりそういう部分の視点も考えながら、今、こういうミスマッチだからということではなくて、そういう視点もしっかりと、この十年間の中で取り入れてもらいたいということと、あと、そういう中でもいろいろな変化があると思うんですけれども、そういうところは借上げの中で対応していくという柔軟性を持つべきではないかなと思っているんですけれども、今後の考え方についてはどのような考えを持っているか。

○青木住宅課長 今回の計画期間は十年間ですけれども、途中、五年間でまた見直しの改定を行います。建て替えについても今後、十年後を皮切りに、ずっと長く十年、二十年と続いていくものですから、その時々ニーズですとか人口構成等、要支援者の割合等を鑑みながら、そのときの判断でどのように住戸数を決めていくかというのは考えたいと考えております。

○山口ひろひさ委員 衣食住、本当に大事な部分のところでありますので、ぜひ柔軟な、そうした時代に合った対応ができるように要望させていただきます。

○畠山晋一委員長 次に、㊦世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定（素案）について、理事者の説明をお願いします。

○小林市街地整備課長 世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定（素案）について御説明いたします。

本件は、令和八年二月の本委員会にて検討状況について御報告をした案件となります。

一ページ、1 主旨です。区では平成二十八年十月に策定した世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針に基づき、がけ・擁壁の安全対策に取り組んでまいりました。昨今の気象状況の激甚化や盛土規制法施行による規制強化など、現在の社会情勢や区民ニーズに対応するため、庁内検討や学識経験者からの意見聴取等を行い、素案を取りまとめましたので御報告いたします。

2 これまでの経緯については記載のとおりです。

次に、3 素案について、別紙1、概要版と別紙2、素案をつけております。説明については別紙1にて行いますので、別紙2については後ほど御確認いただければと思います。

まず、右肩三ページ、別紙1を御覧ください。左上1 目的と位置づけについては説明を割愛させていただきます。

次に、左下2 現地調査についてです。㊧調査概要については記載のとおりですが、サンプル地区で実施した平成二十七年度の調査からの変更点といたしましては、調査対象に新たに土砂災害警戒区域及び緊急輸送道路沿いを含めました。また、健全度についても調査をしております。

次に、右上㊨調査結果についてです。①調査対象件数については記載のとおり四百十四件となり、そのうち四百五件が擁壁となっております。②擁壁の種類については、右上の円グラフのとおり、赤い点線で囲われています空石積み擁壁など、法令で認められてい

ない擁壁が全体の約四割ありました。中段の四つの円グラフを御覧ください。左上の擁壁の健全度については、全体の約三割の擁壁で健全度中、低となりました。また、法令で認められた擁壁の種類かどうかの健全度では、左下の円グラフのとおり、法令で認められている擁壁については約九割で健全度が高く、右下の円グラフのとおり、法令で認められていない擁壁は約六割で健全度中、低という結果となりました。次に、④時間の経過に伴う状況の変化については、再構築、補強や補修などをしたことが確認できた件数は二十件で、約一割未満でございました。

次に、右肩四ページに移りまして、3 現行施策についてです。㊦相談では、無料相談会や専門家派遣制度は一定の利用がある一方、㊧補助金では擁壁改修費用の一部を補助する制度がありますが、制度創設以降、現在まで補助金を活用した実績はございません。㊨補助金が活用されていない理由として二つ考えられます。①費用負担についてです。労務単価の上昇及び建設資材の物価高騰などにより、所有者の費用負担が増大しており、擁壁改修がますます難しくなっていると推測されます。次に、②施工スペースです。区内の平均的な擁壁の高さ三メートルの場合、擁壁の造り替えを行うには施工スペースが図のとおり、擁壁上部に約五・二メートル必要となります。しかし、区内では擁壁と建築物は近接しているケースが多く、十分なスペースが確保できないことが推測されます。

次に、4 アンケート調査についてです。本アンケートは調査したサンプル地区等にある擁壁所有者を対象に実施しております。㊩実施概要は記載のとおりですが、左下の円グラフのとおり、回答者のうち半数が補修や造り替えを検討したことがないことなど、管理意識の不足がうかがえる結果となりました。

次に、5 新たな施策の方向性についてです。現地調査やアンケート結果などを踏まえて、記載のとおり、目指すべき方向性と基本的な考え方をまとめました。今回の改定では今までの方針を踏襲しつつ、基本的な考え方として、公道や公共施設沿い等の私有地における崖、擁壁については、所有者による主体的な維持管理の促進に向けて意識醸成、啓発を行うとともに、支援の拡充を行うこととしております。

次に、6 これからの防災対策に必要な施策についてです。1 避難体制強化のためのソフトの対策では、こちらは継続となりますが、㊪土砂災害警戒区域等の周知などを継続して行っていきます。2 公有地の管理については、適切な維持管理や土砂災害特別警戒区域の安全性向上に向けた取組について引き続き行ってまいります。3 私有地への支援については、㊫普及啓発として、区内の崖、擁壁の情報を積極的に収集し注意喚起をすると

もに、㊟相談については継続をいたします。㊟補助金については、1つ目、築造・再構築の工事については補助額及び補助割合を見直しし、2つ目、補助対象に公共施設沿いの崖、擁壁への対策工を追加、3つ目、対象工事に施工スペース不足にも対応できる補強工事を追加、4つ目、土砂災害特別警戒区域の解消に寄与する工事への補助制度の新設を行います。

最後に、右肩二ページ目のかがみ文にお戻りいただきまして、5今後のスケジュールについてです。今後、区ホームページで素案を公表するとともに区民意見募集を行い、令和九年二月の本委員会にて案を報告し、四月の改定を予定しております。

説明は以上となります。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**ひうち優子委員** ありがとうございます。

二ページの民有地への支援の拡充のところで、よく声をいただくのが、公有地か民有地か調べないと分からないところで、登記簿謄本を取ったら民有地で、ただ、そこをなかなか所有者さんが、崖の対策だとかを周りの方は取ってほしいけれども、なかなか取ってもらえないというところで、そのあたりについて支援の拡充だとか、世田谷区からの働きかけみたいなのは、どういうふうに行っているのでしょうか。

○**小林市街地整備課長** 今現在の崖、擁壁とかに対する支援のものというのは、住民の方からの通報とか、そういったものがメインになっているかなと考えています。所管課としては、通報がありましたら、まず現地確認を行って、所有者の方に情報を提供して、所有者の意向、適切な維持管理の働きかけということと、区が今、持っています支援制度についての御説明をしていくという形になります。なので、今回は方針改定の中で所有者の方が使えるような支援策を拡充させていただきますので、そういったことで支援につながる、建て替えや補強とかにもつながっていくようなことを考えてございます。

○**ひうち優子委員** ありがとうございます。結構、周辺の方は崖について安全対策を気にされている場所がある。私のところにもそういう声があるので、民有地の補助制度の拡充だとかを所有者の方に働きかけを行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○**佐藤ひろと委員** 民有地への支援の補助対象に公共施設沿いの崖、擁壁の対策をとありますけれども、公共施設沿って具体的にどういうところですか。いわゆる隣接しているのか。沿っているのか。

○**小林市街地整備課長** 今回対象としています公共施設沿いというのは、公園とか学校とかの公共施設沿いということを考えていまして、要は、災害が起きたときの避難場所になり得る箇所に面するような崖、擁壁というものについても対象としましょうという形にしております。

○**佐藤ひろと委員** では、具体的な場所は、なかなか画一的に決められないので、シチュエーションに応じて対象にしたいということですね。

それから、もう一点は、土砂災害特別警戒区域の指定って東京都がやっているの、これをレッドゾーンをイエローに落とすという。どうすれば落ちるのかという具体的な解消法を東京都が公表しているわけではないんですけれども、特に民有地なんかは。これは例えば、やりたいと言ったときに、では、どこまですれば、それはグレードダウンするのかという指示を、ちゃんと東京都からいただけるものかどうか。ここは重要だと思うんですけれども、この点いかがですか。

○**小林市街地整備課長** 今、委員おっしゃいましたとおり、土砂災害特別警戒区域とかの指定というのは東京都が実施しているものになります。今回、区のほうでも土砂災害特別警戒区域の解消に当たるような工法については検証等をしてございますが、実際は安定計算等をするのが東京都になりますので、東京都のほうと施工者になり得る、設計者になる方と協議をしてもらって、区としてもアドバイスをしつつ、対策工法について協議をもらって、解消の見込みがあるものについては補助の対象としていくことにしております。

○**佐藤ひろと委員** せっかくやるので、せっかくやったのに安全は守られたけれども、レッドゾーンを外れなかったとなっちゃうと、土地の評価に影響もしますので、そこはせっかくやるという意味がある場合は、ちゃんとグレードが落ちるような工法を東京都から指示を受けた上で臨んでいただけるように、しっかり誘導していただければと思いますので、要望。

○**山口ひろひさ委員** この健全度のところで、法定で認められているところはかなり高い数値を出して、やっぱり認められていないところは低くなっているわけなんですけれども、まず、根本的に、法定で認められていない擁壁が発生する原因は何なんですか。

○**小林市街地整備課長** 法令で認められていない擁壁、建築基準法ができた段階でも空石積み擁壁等は認められていなかったものだと考えられます。その当時、こういった形で造られているか、それか建築基準法ができる前から、もしかしたらもともとあるものもある

のかもしれない。原因については分かりかねるところがございます。

○山口ひろひさ委員 時代とともに、だんだんこういう状況も変わってきていますし、気候も大きく変わって、ネパールの考えられないような土石流を見ても、日本においても、いわゆる豪雨が千葉、北陸でも数多く起こっている中で、こういった崖崩れ、土砂崩れが起きれば、被害は大きいというのは想定されるわけですが、確かにこうして意識を高めて、啓発を行って行って支援をすることも大事ですが、まず、新たにこういう、いわゆる法令に定められないような擁壁が造られることのないように、そういった部分に関しても併せて強化をしていただきたいと要望しておきます。

○関口江利子委員 ありがとうございます。

防災の視点で御報告いただいたんですけれども、そこを外れてしまうんですが、玉石擁壁が、これによると、今、山口委員からもあったように、法令に認められない種類の擁壁になっているかと思うんですが、例えば砦小の大きな玉石擁壁なんかは保存の声が上がったりとか、結局壊すことには、あそこはなっているんですけれども、例えば農大沿いの千歳通りの玉石の擁壁であったりとか、景観的な部分で、法律には準じていない、法令では認められていないんだけど景観上残すみたいな、そういう考え方というのはあるんでしょうか。

○小林市街地整備課長 法令で認められていないというのも、なかなか難しい言い方なんですけれども、例えば、お城とかの石垣擁壁みたいなものもございますよね。ああいうのは、例えば大臣認可されているものとか、そういったものであれば認められていたりとかいうのもございます。やっぱり安全性が大事だというふうには所管課としては考えてございますので、二メートル以上の工作物申請が必要なものの造り替えについては許可が必要になるので、そうすると、そのまま同じような玉石積みを造れるかという、そこはちょっとどうかなというのは判断が必要かなと思います。

今あるものをしっかりと保存していくという考え方は、所有者の方がしっかりとやっていていただいて、それについて何か取り締まるみたいなことは、今できるかという、あまり考えられないかなとは思いつつも、補強とか、しっかりとしたものをしていていただくのが大事かなと思ってございます。

○関口江利子委員 ありがとうございます。現状では仕方がないのかなと思います。

さっき紹介した砦小学校なんかも、砦小学校ができるときに、あれは多摩川から地域住民が一つ一つ手で運んだというような、そういった中で残してほしいという声もあったん

ですけれども、それは残念ながら難しいということでした。

千歳通りに関しても、昔は農業用の用水路であったということとか、歴史的なことだったり、次世代につないでいく意味で、いいものは、残す必要のあるものは残していくという観点も、防災はもちろん守りつつ、歴史として残していくことも必要なのかなと思いましたが、質問させていただきました。

この視点がもう少しあるとうれしいなと思った次第です。ありがとうございました。

○**畠山晋一委員長** ここで理事者の入替えを行いますので、委員の方はしばらくお待ちください。

○**畠山晋一委員長** 次に、㊦みどりの基本計画の改定の方角性について、理事者の説明を願います。

○**笠原みどり政策課長** それでは、みどりの基本計画の改定の方角性について御説明申し上げます。

1 主旨でございます。本件につきましては、七月三日の本委員会におきまして現況分析と課題整理を御報告させていただいたところでございます。今般、その結果を踏まえまして、改定に当たっての方角性を取りまとめたので、御報告するものでございます。

2 これまでの経緯です。こちらは記載のとおりで、七月の本委員会での報告の後、環境審議会の諮問、また、区民参加のワークショップにも着手してございます。

3 改定の方角性でございます。こちらにつきましては、右肩三ページ以降の別紙をベースに御説明させていただこうかと思ひます。お手数ですが、右肩三ページ、左上には㊦と出ております。こちらの別紙にお移りいただければと思ひます。

まず、こちらは、この後、数ページは七月の報告の内容の取りまとめのなところもありますけれども、改めて御案内させていただきます。まず、㊦現行計画についてですが、現行計画については、将来像「多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷」を掲げて、そちらの数値目標として世田谷みどり ㊦、こちらはみどり率三三%、また、区民満足度三三%を掲げ、区民、事業者と協働してみどりづくりを進めてきたものでございます。

続きまして、右肩四ページ、左上ですと㊧と書いてございます。これまでの取組と緑の現状でございます。こちらは、先ほどの世田谷みどり ㊦を掲げ、取組を進めてきたところでございますが、公園、公共施設等の担保性の高い緑、こちらについては着実に蓄積されてきておりますが、一方で、区全体のみどり率は二五%前後の横ばいで推移している

ところでございます。こちらは同じページの右下に増減要因として記載してございます。増加要因は記載のとおり。また、減少要因としては、前回も御案内いたしましたが、農地の減少や屋敷林等のまとまった緑の減少が大きな要因かと分析してございます。

続きまして、右肩五ページにお移りください。左上は ㊦ でございます。一方、環境、社会の変化等もございます。気候変動による災害の頻発等もございますし、また、生物多様性の損失、少子高齢化等、社会の変動等もございます。みどりに求められる役割や期待がますます高まっているという状況がございます。

続きまして、右肩の六ページ、㊧ を御覧ください。現状の課題整理でございます。こちらも前回と重なる部分がございますが、改めて御案内いたします。

まず、みどりの量につきましては、こちらは二〇三二年のみどり率三三%、そちらと現行のトレンドを比べましたときに乖離が大変大きいというところが、まずございます。また、質・機能の向上という点につきましては、暑熱緩和や防災・減災、また、生物多様性の保全といった質の向上が求められているというところ。その中でも特にトピックスとして、やはり樹木の老木化、こちらへの対応が必要だという認識がございます。また、協働の推進につきましては、区内各所で様々な活動が広がってきてはおりますけれども、各活動団体の皆様方、その団体の維持、また、日常の管理に、やはり多くの御不安を抱えております。こういった支援についても求められてくるという認識を持っております。

続きまして、改訂の方向性としてお示しさせていただく部分になります。右肩七ページ、左上に ㊨ とございます。世田谷みどり ㊨ の取扱いについてです。この世田谷みどり ㊨ は、区民や事業者、世田谷区が共有するみどり政策のシンボルとして取組を支えてまいりました。そのため、今後も将来像である「多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷」の実現に向けた共通の目標として、達成年度は定めないものの、長期目標として継続して位置づけていく考え方でございます。

下のほうの左側にこれまで果たしてきた役割、やはり共通目標として、また、推進力として機能してきたということ、また、多くの機運醸成に寄与してきたということがございます。

そして、右側に継承する意義を三点記載させていただいております。まず、みどりそのものの都市環境や区民生活を支える多様な機能を改めて確認していく。また、今後も区民とみどりを守り育てていくための共有する目標、例えば社会情勢の変化等で気候変動対応やウェルビーイング、また、ネイチャーポジティブなどの役割、期待も高まっております。

す。そういったものを実現、達成していくために、共通の目標として置き続けるということです。三つ目が国の政策方針との整合性です。国が令和六年に基本方針をまとめております。この基本方針は、都市緑地法に基づく市区町村の緑の基本計画の上位方針という位置づけがございます。その中で市街地における緑被率三割以上、三〇%以上を目指すものと位置づけがございます。この緑被率は、上空から見たときの樹木の樹間や足元の草地、そういった部分の割合でございます。こちらは緑被率に、例えば多摩川、野川等の水面、また、公園内でも舗装がされていて上に樹木がないような、公園内の裸地と呼んでおります。そういった部分を加えたものがみどり率という考え方ですので、緑被率三〇%とみどり率三三%、大きな乖離のないものと捉えております。

続きまして、右肩の八ページ、左上ですと 呂 を御覧いただければと思います。こちらは改定の視点でございます。次期計画におきましても現行計画の将来像「多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷」、こちらを継承しつつ、世田谷らしい緑を守り育てるということ、また、そちらの検証においては、みどりの質の向上と機能の発揮の可視化をしていく、この二つの視点に基づき進めていこうと考えております。

まず、下の ㊦ 世田谷らしいみどりを守り育てるです。三つございまして、一つは、例えば国分寺崖線や、世田谷区の来歴であります農地、屋敷林、社寺林、そういった歴史・文化を伝えるみどり、また、世田谷区の七割が民有地でございます。区民の方々の身近な生活の中で触れ合える、例えば小さな街角の公園であったり、街角にある生け垣、またはシンボルツリーといったみどり、そういったものも大切であるという視点、そして三つ目が、こちらのみどりの分野だけではございませんが、世田谷区のまちづくりの一つの象徴として協働のみどりがございます。公園一つ造るにしましても、例えば場合によってはワークショップを行って、また、その後の管理についても区民の方々と意見交換しながら、また、多くの公園、樹林地、花壇等で区民の方々が日々、管理協定やボランティアの活動として、多くの緑の保全、創出に関わっていただいております。

また、みどりの質の向上と機能の発揮については記載のとおりで、こちらはやはり暑熱緩和や防災・減災など、様々な緑の機能がある。こちらは今よりもっと可視化をして、区民の方々、事業者の方々とみどりの機能について共有していくことで、様々な取組の振興を後押ししていこうという考え方でございます。

別紙は最後になりますが、右肩九ページ、㊧ です。こちらは今後進めてまいります骨子、こちらの組立ての内容になってまいります。

こちらは、まず、次期計画も令和十年度を初年度とする十年間の計画を想定してございます。将来像につきましては、先ほど来、申し上げております「多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷」を達成するための長期目標として、みどり率、満足度、それぞれ三三%を目指す世田谷みどり 〇〇を改めて定めた上で、この計画期間の十年間、こちらの様々な取組の進行管理、また目標をしっかりと定めていくための目標像と、そちらを検証するための指標を今後整理した上でまとめていきたいと思っております。

下のほうの右側の取組みの体系でございます。この五つの基本方針が書いてございます。こが水循環を支えるみどりを保全する、以下ですけれども、こちらにつきまして、現行では現行計画の基本方針、こちらの言葉を引用してございます。ただ、昨今の社会事業の変化等も踏まえて、この内容については今後の検証の中で、こちらの説明、また、これに基づく取組等はバージョンアップしていく。そういった進め方をしていこうと思っております。

お手数ですが、お手元の一ページにお戻りいただければと思います。下の改定の方向性、3で①、②、また、右肩二ページで③と記載がございます。今し方、説明した内容を改めてこちらに記載してございますので、御覧いただければと思います。

4の今後のスケジュールでございます。区民参加のワークショップについては今月も、また、来月も引き続き続ける予定でございます。その過程の中で骨子案をまとめ、来年の二月の本委員会において骨子案を御提示していこうかと考えております。

なお、この夏に、現在みどりの資源調査を実施しております。航空写真等も撮っております。そちらの速報値が間に合えば、この二月の都市整備委員会、本委員会でも御提示していこうかと考えております。その後、記載のとおり、計画の素案から、また案をまとめて、令和十年の三月には新規計画への改定を見込んでございます。

御説明は以上です。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**岡川大記委員** まず、みどり率、三三から満足度に変えるというところで、ただ単に数字の目標が変わっただけではなく、満足度が変わるということは、やるべきことが多分、大分変わってくるのかなと思います。緑を植えるだけというところから、緑を満足させることに変わるので、例えば今だとベンチを作っていきたいなことも、いろいろやっていらっしゃると思うんですけれども、みどり率をここで満足度を上げるということで、最後、これからの方向性、取組の体系とかにもありますけれども、満足度を上げると

いうところに、ベンチを作るとかということも、緑を体験させていくとかということが、もっとあってもいいのかなというふうに思いましたが、その辺どうでしょうか。

○笠原みどり政策課長 大変申し訳ありません。私の説明、足りないところがあったかと思えます。現行のみどりの基本計画におきまして目標として定めております、世田谷みどり ㊦の中に、現行でもみどり率の三三%、また、区民満足度の三三%、両方がございます。そして、今回の改定の方向性、次期計画におきましても、現行で二〇三二年という目標年度を定めている。こちらはなくしますけれども、引き続き、みどり率三三%、また、満足度三三%、両方を長期的な目標「多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷」の実現を数値化した目標として置き続ける。そういった考え方でございます。

○山口ひろひさ委員 みどり ㊦を政策的なシンボルとして残していくということで、今後、緑に対する意気込みというものも感じられるわけですがけれども、その中で、改定の視点の中で、世田谷らしいみどりを守り育てるということで、国分寺崖線、農地、屋敷林、こういうふうにあるわけですがけれども、国分寺崖線も民有地でありますしね。これは守るといっても、相続が発生すれば、こういうものは、もうおのずと減っていく。現状でも、もう目の当たりにしている部分があるわけでありますので、やっぱりその辺に関してはしっかり肝に銘じて、大変なことかもしれませんが、都市公園、農業公園になるのか分かりませんが、そういった知恵を出しながら、しっかりとこういったものの世田谷らしさを守っていくというところに取り組んでいただきたいと思いますけれども、その辺の意気込みがありましたら教えてください。

○笠原みどり政策課長 ありがとうございます。

国分寺崖線の緑につきましては、世田谷のみどりの基本軸として大変重要なものと考えております。現行でも国分寺崖線の保全重点地区という位置づけもありますし、その中で、なかなかいわゆる民間の方々との土地の評価という点での乖離は出てしまいますけれども、それでも世田谷区のほうでも可能な限り、そちらの国分寺崖線において、そういった土地が、多少所有者の方が手放すかもしれない、そういった情報については、いち早くつかむ努力をしております。

その上で、可能な範囲で何とかそちらを崖線の緑として残していけるような、そういう今、用地取得もございますし、また、その前段階として、ある程度大きな庭、樹林地をお持ちの国分寺崖線の区域ですと、例えば市民緑地等も、こちらも箇所数を増やしてきております。こういった若干の税制面の有利な点もアピールしながら、所有者の方の御理解を

得て、なるべく担保性の高い緑として残していく。そういった進め方をしております。

また、一方で、恐らく生産緑地の件も併せての御質問だったと思いますけれども、世田谷区は昨年二月に本委員会でも御報告させていただいた農地保全方針の改定を、この四月に行っております。農のみどり保全活用方針という名前に改めて、新規方針としてスタートしています。その中で、もちろん全ての農地については営農をいただく。いつまでも農家さんが続けていただくのが一番なので、そういった営農支援策も引き続きしっかりやしていきたいということ。それから、これまでの保全方針の中で、区内に各所定めていた農地保全重点地区。その中における、現行で所有者の方の御理解いただいた一団の農地について、農業公園の都市計画をかけさせていただいているんですけれども、そちらについても、これまでより多くの箇所についてかけていけるようなしつらえにはしてございます。

ただ、もちろん具体的に都市計画をかけていくには所有者の方の御意向、また、中期、長期の財政的、区の状況も鑑みないといけません。ただ、その中でも、少しでも多くの農地、こちらを本当に営農が困難になった場合でも、何とか将来農的な風景として残す。また、区民の方が農業体験的なことに関われる。そういう場所として残していける。そういった点を特に今回、強く打ち出していければと考えております。ありがとうございます。

○山口ひろひさ委員 いずれにしても、いかに早く情報を取って、それに対して、そのとおり行くかどうか分かりませんが、対応するというのも非常に大事だと思いますので、今、答弁いただいたとおり、強化に向けて頑張っていきたいと思います。

○関口江利子委員 ありがとうございます。まずは、長期的な目標として三三%という数字が残ったことは、本当によかったなと思います。引き続き頑張っていきたいと思っています。

今、山口委員がおっしゃったとおりなんですけれども、農地の減少率が非常に高いという中で、どう残していくかということなんですけれども、今年度から御存じのとおり、東京都のほうで農的活動に対する助成金为新事業として始まったりとかもしていますので、様々な、世田谷だけではなく、いろんなところのそういった動きなんかも見ながら、ぜひ残す活動、緑もそうですけれども、農地を残す活動を、ぜひ進めていきたいと思っています。要望です。

○下山芳男委員 当時、みどり ㊦ というものを打ち出したときも、この三三というの

は、もう本当に達成するには大変だということは当時から言われていたことなんですけれども、あえてそこで三三というのを世田谷区が目指したわけですから、今言った農地のことも大切だけれども、本当に、ある程度の敷地のところが三つとか四つに分割されて戸建ての住宅になっちゃったりすると、もうほとんど今まであった樹木が伐採されたり、もう本当に残念な、そういうことになることも多いので、できるだけ戸建ての住宅なんかを建てるときも、事業者にとってはちょっと厳しいかもしれないけれども、ある程度、樹木を低木の樹木でもいいから必要数を確保するというような、一つ一つ、本当に細かいところで樹木を確保する。それで育てるという。区民の方の意識というのもぜひ、世田谷の区民である以上、持っていただくというような周知の仕方、お願いの仕方というのもあると思うんですけれども、その辺どうですかね。

○笠原みどり政策課長 ありがとうございます。

確かに先ほど私、世田谷区の七割が民有地と申し上げました。ですので、本当に一軒一軒の家の建て替え、また、そのときにどれだけの緑を植えていただけるかというのが、とても世田谷区の将来像を目指す上では大切になってくると思っております。

実際に、例えば建築時にどれだけ植えていただくかという点につきましては、世田谷区都市緑地法に基づく緑化地域制度、こちらは全国四自治体のうちの自治体で、区全体にかけてございます。その中で、ある一定面積以上の建築行為の際は、ある程度の緑が確保されるということがございます。また、それに満たない場合につきましても、計画書の制度の中で、できれば中木、高木、これだけ植えてくださいねというお願いもしていたり、また、様々な助成制度の中で、例えばブロック塀、また、ブロック塀がなくても道路際を生垣にしていきたい。また、道から見えるところに木を植えたり、そういったところについては助成制度で、なるべく所有者の方の御負担が少なくなるような取組も行っております。

ただ、そういった民有地における緑をもう少し増やしていく。それについては今回の改定の検討の中で、今後の取組を考える段階になるかと思っておりますけれども、こちらは必ず検討していく部分になるかと思っておりますので、先ほどの御意見につきましては、しっかり受け止めさせていただきます。

○畠山晋一委員長 続きまして、㊦東京都市計画公園の変更について（世田谷第二・二・七五号北烏山のき公園）、理事者の説明を願います。

○笠原みどり政策課長 それでは、東京都市計画公園の変更について（世田谷第二・二・七五号北烏山のき公園）について御説明させていただきます。

まず、1 主旨でございます。計画地は世田谷区の北西部に位置しており、計画地南側には北烏山のき公園がございます。こちらは、先に右肩五ページを御覧いただけると全体が見えやすいかと思います。お手数ですが、右肩五ページの住居表示図を御覧ください。こちらは赤で囲まれています北烏山九丁目の、ちょっと上のほうに緑の枠があるかと思います。こちらが今回の計画している箇所でございます。

続いて、右肩六ページにお移りいただければと思います。先ほどの地図を拡大した都市計画図でございますが、こちらの赤で囲っている部分が現行駐車場で、今回、都市計画変更で区域に含めようとしているところです。下に緑で囲ってあるところがございます。下に北烏山のき公園という字が書いてある。この白い部分は、もう既に同名称で公園として区民の方々に使っていただいている部分です。今回この北側の部分、土地につきまして、土地所有者の方の御理解が得られたので、改めて都市計画変更により都市計画公園区域に含めるというものでございます。

お手数ですが、一ページにお戻りいただければと思います。1 主旨の中段からになりますが、こちらにつきましては都市整備方針、また、みどりの基本計画、それぞれの位置づけがございます。また、今回都市計画変更で加えます場所につきましては、北烏山九丁目地区地区街づくり計画の中で、街づくり施設として位置づけられている区域内でございます。今回、将来的に現行整備されている公園と一体的な整備を行うことで、貴重な緑の拠点として活用が期待できるので、公園を追加するというものでございます。

2 これまでの経緯は、まず、先月に都市計画審議会での報告、十七条、縦覧の報告をしてございます。

3 概要は記載のとおりでございます。

4 今後のスケジュールは、この御報告の後、十七条の公告縦覧を行い、都市計画審議会の諮問、また、本委員会への報告、その後、都市計画変更の決定、告示と進めていく予定でございます。

御説明は以上です。

○畠山晋一委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 次に、㊤公共施設の利用ルールの改正及びけやきネットの再構築の検討の方向性について、理事者の説明をお願いします。

○**中杉公園緑地課長** それでは、公共施設の利用ルールの改正及びけやきネットの再構築の検討の方向性についての御説明をいたします。

本件は、区民生活常任委員会、文教常任委員会、D X・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会との併せ報告でございます。

1 主旨についてです。けやきネットシステムの保守期限が令和十年八月末に到来することから、区民から寄せられた意見や要望など、利用ニーズに合わせて公共施設の利用ルールを見直し、新ルールに適合する新システムを導入します。

2 現状と課題の整理については記載のとおりでございます。

3 施設利用ルールの改正方針については、公共施設等総合管理計画、新たな行政運営への移行実行プラン等の関連計画との整合性を確保しながら、利用ニーズへの対応やシステムの利便性の向上等に向けた検討を行ってまいります。具体的には少人数団体の登録、個人の利用、講演会や展覧会などの不特定多数の利用及び地域のスポーツや文化活動に資する民間クラブの利用の許可、団体の登録区分を利用目的に即した区分に細分化することなどを検討してまいります。

けやきネットシステムについては、より簡単で操作性の高いシステムを導入するとともに、キャッシュレス決済やデジタル認証など、利用者への利便性の向上を図ってまいります。不適正利用対策としましては、テニスや体育館利用を重点的に検討してまいります。

4 予算及び5 条例等の一部改正については、記載のとおりでございます。

6 スケジュールについては、今後庁内での検討結果をまとめた利用ルールの改正方針を提案し、区民意見募集を経て改正案を提案する予定でございます。

八ページ以降に区民から寄せられた意見や要望などについて一覧として載せております。後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 次に、㊦大蔵運動公園・大蔵第二運動公園の再整備に係るビジョン（素案）について、理事者の説明をお願いします。

○中杉公園緑地課長 それでは、大蔵運動公園・大蔵第二運動公園の再整備に係るビジョン（素案）について御説明いたします。

本件は、区民生活常任委員会との併せ報告でございます。

1 主旨です。昭和四十一年に一般利用を開始し、令和十三年度に築六十五年を迎える総合運動場体育館の更新をはじめとする大蔵運動公園・大蔵第二運動公園の再整備に向けて、整備に係る基礎調査を実施し、再整備の内容を検討してきました。総合運動場体育館については整備手法の方向性を取りまとめ、これを軸として公園全体の再整備に係る基本的な方向性を示す、大蔵運動公園・大蔵第二運動公園の再整備に係るビジョンの素案として取りまとめたものです。

ここからは右上四ページからの概要版で御説明いたします。

初めに、本再生ビジョンの目的です。現在、両公園は拠点スポーツ施設に位置づけられ、機能拡充が求められる一方で、総合運動場体育館など施設の老朽化やスポーツニーズへの対応、世田谷区立公園条例に基づく運動施設面積割合の超過など、様々な課題があります。これらを解決するとともに、多様なニーズに対応する拠点スポーツ施設としての再整備に向けて、その方向性を示すものです。

対象地は大蔵運動公園、大蔵第二運動公園です。

これまでの検討経緯は、右側中央の年表のとおりでございます。

それぞれの公園のスポーツ施設は、右上五ページに記載のとおりです。また、ページ右下に大規模施設の更新時期一覧を掲載しております。

次に、右上六ページを御覧ください。ここでは第一部として本ビジョンの基本方針を示しております。左側に、これまでの基礎調査結果に基づいた課題を整理しております。これらを解決するため、三つの基本方針をページの右下にまとめております。

次に、右上七ページを御覧ください。まず、左側の将来像として、記載のとおり五つの方針を定めております。ページ右側以降には各施設の再整備に向けた方向性を示しております。

右上八ページを御覧ください。体育館以外の施設は竣工時期が異なることから、中長期保全改修等の時期に合わせて段階的に整備を行います。整備に当たっては利便性や機能性を考慮しつつ、再配置の可能性も検討します。具体的な整備内容は、区民ワークショップや関係団体からのヒアリング等を基に意見を反映して定めるものといたします。それぞれの施設の方向性は記載のとおりでございます。園路や広場、緑地に関しましては、スポー

ツ施設の配置等の兼ね合いを含め、遊具や植栽、広場の配置や利便性の向上に向け、スポーツ推進部と共に検討してまいります。

また、再整備を進めていく中で、大蔵第二運動公園における運動施設面積割合の条例基準超過を解消する必要があります。右上二七ページ、法令等による規制を御覧ください。大蔵第二運動公園の運動施設は、平成二十二年に都市計画公園砧公園の敷地内にあった旧東京厚生年金スポーツセンターの既存施設を取得したもので、取得後に世田谷区公園条例を適用しているため、運動施設面積割合は条例の基準と合致しておらず、基準の五〇%を超過している状態となっております。そのような課題を含め、両公園の統合なども検討し、条例への適用を図るために適切な対応をしてまいります。

続きまして、右上九ページにお戻りください。防災施設の充実については、防災機能を強化するとともに、公園全体として機能継続のための必要な設備や活動体制等の取組を行います。詳細は右上四六ページから四七ページを後ほど御覧ください。このほか、多様な収益源の確保や、プロスポーツチームとの連携についても検討してまいります。

続きまして、右上一〇ページ、第三部の長期的な視点に立った施設整備についてです。両公園は拠点スポーツ施設としてのニーズがある一方、都市計画条件から体育館や観覧場の整備などに制約があるため、健全性が確認された総合運動場体育館をリニューアルすることで機能拡充を図り、それ以外の施設も更新時に応じて段階的に整備を進めていきます。また、大規模な施設である大蔵第二運動場体育館は令和二十七年度、総合運動場温水プールは令和四十二年度に築六十五年を迎えます。このことから、長期的な視点に立ち、効率的な配置や機能の集約化を見据えつつ、公園全体の一体的整備について検討する必要があります。加えて、大規模な施設整備を実施する場合には、財政負担の平準化や事業実施時期の調整が必要となります。これらを踏まえ、今回改修を行う総合運動場体育館と併せて両公園の在り方について検討を進め、配置替えの時期等も総合的に判断してまいります。

最後に、今後のスケジュールについてです。右上三ページにお戻りいただき、6を御覧ください。本年十月以降、時期は調整中ですが、区民ワークショップ等を進め、令和九年度に再生ビジョンの策定を目指します。令和十年度からは基本構想の策定、事業者対話などを進め、官民連携の推進など事業手法の検討を行い、令和十五年度以降には各施設の段階的な整備に着手する予定でございます。

説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**関口江利子委員** ありがとうございます。

総合運動場に、大蔵第二運動場もなんですけれども、改築ではなく改修の方向で決まったという認識で合っているでしょうか。

○**中杉公園緑地課長** 大蔵総合運動場の体育館については、長期の維持の整備に決まっております。第二のほうは、まだこれから調査をして、その結果に基づいて判断すると伺っております。

○**関口江利子委員** ありがとうございます。

これは区内の区民の運動場所の確保ということで、上用賀公園の拡張事業との兼ね合いが出てくると思うんですけれども、地域住民が総合運動場の工事期間中、使えない期間、令和十三年に上用賀公園の拡張地が、一応今、オープンする予定になっていて、総合運動場が使えない間、自分たちの上用賀公園に人が集中する期間みたいなところを非常に心配されていまして、改築から改修、長寿命化になることで、総合運動場が使えない期間というのは多少は短縮されたりするのでしょうか。

○**中杉公園緑地課長** 利用者の移動とか、その辺の関係につきましては、工事等、スポーツ推進担当部と一緒に検討してまいりたいと思います。

○**関口江利子委員** 大変失礼しました。要するに、区内の全区的な大会だとか、スポーツで上用賀公園の拡張地にいろんな人が集まってくることへの心配ですので、その期間が少しでも短くなるほうが、区民の、住民の受入れ体制も整っていくのかなということでお伺いしました。ぜひスポーツのほうと連携を取って進めてください。

○**北川みどり 〓 推進担当部長** 総合運動場体育館につきましては長寿命化調査で、建物の躯体は構造上、健全性に大きな問題はないということで、基本的には躯体を維持しながら修繕していく形になるんですけれども、ただ、多機能化、あとはユニバーサルデザインの推進だとか、あとは便益施設の拡充だとか、そういったところも含まれてくることになりますので、公園全体としてはそれなりの工事期間が必要になってくるのかなと思います。ただ、具体的話はこれからの検討になりますので、今、委員のお話も含めて、いろいろと検討していきたいと考えてございます。

○**畠山晋一委員長** 次に、㊦自転車損傷事故の発生について、理事者の説明をお願いします。

○中杉公園緑地課長 自転車損傷事故の発生について御報告いたします。

令和八年七月二十六日に世田谷区立野川緑地広場で事故が発生したため、事故の概要や経過等を御報告いたします。なお、被害を受けられた方には誠意を持って対応してまいります。

1 事故の概要でございます。発生日時は令和八年七月二十六日日曜日、午後零時四十五分頃でございました。発生場所は世田谷区立野川緑地広場でございます。事故の内容でございます。世田谷区が管理する野川緑地広場の樹木（ヒマラヤスギ幹周り約二・〇メートル、高さ約十五メートル）が、突風により根元ごと倒伏し、広場内ビジターセンター横に駐輪されていた自転車に損傷を与えたものでございます。相手方、損傷の程度、位置図、現場説明図及び現場写真につきましては別紙を参照願います。

2 事後の対応でございます。該当の樹木は事故後に撤去し、現在、相手方とは誠実かつ公正に示談交渉を行っております。また、本件事故を踏まえ、管理樹木の状態のパトロール、公園緑地内の樹木の点検を実施し、再発防止に努めてまいります。

被害を受けられた方に深くおわび申し上げます。このような事故がないよう再発防止、安全管理を徹底してまいります。

御報告は以上でございます。このたびは大変申し訳ございませんでした。

○畠山晋一委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○岡川大記委員 こちらの、事、突風で木が倒れるってなかなかないと思うんですけれども、再発防止はどうやって考えていらっしゃるのでしょうか。

○中杉公園緑地課長 まずは緑地内の樹木の外からの目視点検を行いまして、状態の悪いものに関しましては樹木医などを入れて、再度精密な点検を行って、状態が悪いものに関しましては伐採等を検討していきたいと考えております。

○岡川大記委員 今回の、このヒマラヤスギは状態が悪かったということが分かったということですよかったですか。

○中杉公園緑地課長 この日の突風に関しましては、被害が砦地域に限られていまして、ほかの地域では被害が出ていない状態です。砦地域でも、ほかにも三十三件ほど枝折れだったり幹折れというのが発生しておりまして、その場所も、ちょっと限定的な部分になっております。私も現場にその日、行きましたが、かなりの風、竜巻のようなことが起きていたというふうに現地の方からも聞いております。なので、風が主な原因とは考えてはおりますが、緑地内の樹木の状態を見ますと、深植えの樹木だったりとか、そういうと

ころが見受けられますので、そのような部分も一つの要因ではあったかと判断しております。

○**畠山晋一委員長** 続きまして、㊦第三十七回東京都道路整備事業推進大会の開催について、理事者の説明をお願いします。

○**岸本道路計画課長** 第三十七回東京都道路整備事業推進大会の開催につきまして御説明いたします。

まず、1 主旨でございます。本大会につきましては、東京の広域化する交通渋滞の緩和や、安全で快適なまちづくりに資するため、道路、橋梁、鉄道の連続立体交差及び都市モノレール等の整備の促進を図ることを目的として開催するものでございます。

2 日時、3 会場につきましては、記載のとおりでございます。

また、4 の内容につきましては、意見発表と大会宣言及び大会決議の採択となっており、内容の詳細につきましては現在調整中でございます。

5 主催につきましては、東京都内の区市町村（二十三区二十六市十三町村）でございます。

最後に、6 出席対象者につきましては、記載のとおりでございます。なお、今年度の出席者につきましては現在調整中でございます。

説明は以上です。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 続きまして、㊧エイトライナー促進協議会第三十三回総会の開催結果について、理事者の説明をお願いします。

○**長谷川道路・交通計画部副参事** それでは、エイトライナー促進協議会第三十三回総会の開催結果について御報告させていただきます。

資料一ページ目を御覧ください。まず、2 開催概要でございます。本年度はエイトライナー促進協議会設置要綱第四条第四項及び第五条第四項の規定に基づき、総会に代わる理事会の書面議決をもって総会の議決としており、対面での総会については開催はしていません。

続きまして、議案の御説明に入る前に、エイトライナーについて簡単に御説明をさせて

いただければと思います。恐れ入りますが、資料右上に記載しております一五ページ目、最後のページの資料2を御覧ください。

こちらにつきましては、平成二十八年に示されました交通政策審議会答申第百九十八号の一部抜粋でございます。エイトライナーは、位置図に黒色で示されました、田園調布から赤羽においてある環状八号線沿いを主なルートとする、区部南部から西部、北部に至る新たな環状公共交通機関の導入を目指し、これまで大田区、世田谷区、杉並区、練馬区、板橋区、北区の六区で共同で検討を進めておるところでございます。また、赤羽から先の葛西臨海公園までの区間につきましては、区部の北部から東部にかけて環状七号線沿いをルートとするメトロセブンの区間がございまして、こちらにつきましては江戸川区、葛飾区、足立区の三区が共同で検討を進めております。現在、両区間を合わせまして、区部周辺部環状公共交通として、連携して検討を進めているところでございます。

次に、下段に記載がございます課題を御覧ください。本プロジェクトについては事業性に課題があるため、関係地方公共団体において事業計画について十分な検討が行われることを期待するとございます。また、高額な事業費が課題となることが考えられることから、需要なども見極めつつ、中量軌道などの導入や、整備効果の高い区間の優先整備などの整備方策について検討が行われることを期待とされております。

恐れ入りますが、資料四ページ目までお戻りください。それでは、具体的に総会の内容について御説明をさせていただきます。

まず、議案第一号、令和七年度活動実績報告でございます。令和七年度につきましては、資料下段2の実現に向けた調査研究に記載しております、エイトライナー促進協議会、東京都及びメトロセブン促進協議会で構成する都区連絡会において、近年の社会情勢を考慮した中量軌道などの需要予測調査及び費用便益分析を実施しております。

続きまして、次のページ、五ページ目の議案第二号を御覧ください。こちらにつきましては、令和七年度エイトライナー促進協議会歳入・歳出決算となっており、昨年度の決算額については、こちらに記載しているとおりでございます。

また、翌六ページにございますが、こちらについては会計監査報告となります。こちらにつきましても記載のとおり、監事より御確認をいただいております。

続きまして、七ページ目、議案第三号を御覧ください。本年度は役員の任期満了に伴いまして役員改選が行われております。審議の結果、現在の役員全員が再任となり、協議会の会長を世田谷区の保坂区長が引き続き務めることが承認されております。

続きまして、八ページ目から一〇ページ目、議案第四号及び参考資料、令和八年度歳入・歳出予算及び事業計画、分担金金額・納入期限でございます。

まず、八ページ目の歳入・歳出予算でございますが、二番目、分担金金額につきましては、各区から百四十万円ずつ分担金として徴収し、調査委託などの研究費に充ててございます。

続きまして、九ページ目及び一〇ページ目を御覧ください。本年度は年度当初に理事会に代わる臨時の常任幹事会を開催し、事業計画及び分担金金額・納入期限について既に議決をしております。今年度の事業計画でございますが、九ページ中段付近、2区部周辺部環状公共交通の実現に向けた今後の対応についてに記載しております、平成二十八年交通政策審議会答申第百九十八号に示された課題解決に向け、近年の社会情勢を考慮した中量軌道などの収支採算性分析及び区間別需要や事業費の試算を実施しております。

今後は高齢化や人口構成の変化を見越した需要調査や、整備効果の高い区間の検討を進め、効率的な事業手法や持続可能な公共交通システムを選定するなどし、おおむね令和十二年頃と想定されております次期交通政策審議会の答申に向けて、引き続き東京都及び関係区で連携して取り組んでまいりたいと考えております。

私からの御説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**山口ひろひさ委員** 分かったら教えてもらいたいですけれども、このエイトライナーはもう今、書面にて行われているということですが、メトロセブンのほうはどういう状況なんでしょうか。

○**長谷川道路・交通計画部副参事** メトロセブンにつきましては、今年度については、まだ総会のほうは開催されていないと聞いております。ただ、開催方法についても、まだ決定していないというふうにお伺いしております。

○**山口ひろひさ委員** 分かったらでいいんですけれども、昨年度はどんな状況だったかって分かりますか。

○**長谷川道路・交通計画部副参事** 昨年度につきましては、すみません。今、手元に資料がないもので、確認をいたしまして、改めて御報告させていただきたいと思います。

○**畠山晋一委員長** 続きまして、㊟ 止水板設置等助成事業の実施状況について、理事者の説明を願います。

○**釘宮豪雨対策・下水道整備課長** 止水板設置等助成事業の実施状況について御報告いたします。

1 主旨でございます。本事業は、大雨に伴う浸水被害の軽減に向けた自助の取組を支援することを目的に、止水板設置工事費及び簡易止水板購入費の一部を助成する事業でございまして、この四月から事業を開始し、約五か月が経過した時点での実施状況を報告するものでございます。

2 相談及び申請件数です。八月二十七日時点の相談及び申請件数を下の表のとおりお示ししております。

3 相談及び申請状況です。本助成に対しましては約五か月で百九件の設置に向けた具体的な相談が寄せられており、そのうち六十四件が申請に至っております。相談者及び申請者は過去に区内で浸水被害を受けた方が多くを占めており、また、申請済み六十四件のうち、十六件が昨年度に止水板を設置したもので、遡りの申請になってございます。

これまでの傾向といたしましては、区内に大雨が発生した後や、台風が接近した際に相談件数が増加する傾向にあります。出水期である十月までの期間は集中豪雨や台風による大雨が懸念され、今後も申請件数が増加することが想定されております。お盆明けのこの数日、大雨がありましたので相談件数が少し増え始めた傾向にございます。

4 予算措置でございます。予算については、既に当初予算額以上の申請が寄せられているため、現在は既存予算の流用にて対応しております。今後、さらなる区民からの要望に応え、引き続き助成制度を運用するため、改めて第三回区議会定例会の補正予算で予算の追加、五千四百六万円を提案する予定でございます。当初予算額は三千六百二十万円、今現在での申請合計額は四千四百十九万五千円になっております。

私からの説明は以上です。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**ひうち優子委員** すみません、一点。申請は個人と法人があるかと思うんですけれども、その割合を教えてください。

○**釘宮豪雨対策・下水道整備課長** 今、手元に正確な数字はないんですけれども、ほとんどが個人の申請になっております。法人の申請は、私の記憶している限り二件ぐらいだったと記憶しております。

○**下山芳男委員** 今の質問なんですけれども、例えばビルの管理組合とか、そういうところから来ることはあるんですか。

○釘宮豪雨対策・下水道整備課長 マンション等の管理組合から申請の場合は、管理組合の代表の方の個人名で申請していただいているのが、今、現状です。

○畠山晋一委員長 続きまして、㊦第十二次世田谷区交通安全計画（素案）について、理事者の説明をお願いします。

○藤川交通安全自転車課長 それでは、第十二次世田谷区交通安全計画（素案）につきまして御説明させていただきます。

1 主旨でございます。区では、交通安全対策基本法に基づき、昭和四十六年以降、十一次にわたり交通安全計画を策定し、各種施策を各機関と協力しながら計画的に実施をし、交通事故防止に努めてきております。令和八年四月に東京都が策定した第十二次の東京都交通安全計画の内容を指針とし、今般、区内警察署、消防署、交通事業者、さらには関係団体等で構成されます世田谷区交通安全協議会への意見聴取等も経まして、第十二次世田谷区交通安全計画の素案を取りまとめたことから御報告させていただくものでございます。

2 素案の内容につきましては、資料1として概要版、資料2として本編を添付しております。

恐れ入ります。次ページ、右上二ページにお進みください。中央上方に「目指すべき社会」として、平成六年に議会の力強い御決議もいただいた区の交通安全都市宣言、交通事故のない安全な社会の実現を掲げてございます。

第一章ですけれども、計画策定の考え方です。本計画は、交通安全対策基本法第二十六条の規定によりまして、区長が関係機関等の協力を得て定める、区内道路交通の安全対策に関する総合的な施策の大綱となります。計画期間は令和十二年度までの五年間となります。

下のほうの第二章でございますが、区内の交通事故の状況でございます。㊧のところ、区内全域の交通事故の発生件数でございますが、平成十六年度以降、減少してきているものの、直近十年間の減少率は鈍化をし、近年は増減を繰り返しながら、昨年、千六百件余りの事故件数、そして死者数は六人で行いました。㊨の高齢者から㊩の飲酒運転までの交通事故の状況は、記載のとおりでございます。

右側のグラフなんですけれども、㊪の自転車について、区内全事故件数と自転車関与事故の割合を示しておりまして、近年、約五割が自転車関与事故となっているところでござ

ざいます。

もう少し下に行っていただきまして、四角二の新たな重視すべき視点における交通事故として、これらは都内の統計となりますけれども、㊦の小型モビリティにつきまして、電動キックボードなど特定小型原動機付自転車の事故状況でございまして、こちらは利用者の多くが若年層であること、事故類型としては単独事故が全体の三〇%から四〇%弱を占めております。続きまして、㊧の外国人のところですよ。インバウンド、また、在留者の増加に伴いまして、外国人の運転による事故件数も都内は増加傾向にあります。

続きまして、右上三ページに進んでいただきまして、第三章、計画の目標でございまして。二〇三〇年度、五年後の目標といたしまして、交通事故による死者数をゼロ人とししました。また、負傷者数はここ数年、千七百人から千九百人台で推移しておりまして、過去の減少率も考慮した将来推計を行いまして、負傷者数の目標を千六百五十人以下としました。

そして、第四章の課題解決の方向性のところです。交通事故の状況から高齢者、子ども、自転車、二輪車、飲酒運転、小型モビリティといった六つの大きな課題を位置づけてまして、施策の方向性を示しております。

そして、一番下のところ、第五章、計画の推進でございまして。区や警察、消防など行政機関、そして公共交通事業者、学校、事業所が共に連携、協力し、交通安全対策を推進することとしております。また、区民の皆様も担い手の一人となります。

次ページに進んでいただきまして、右上四ページでございまして。講じようとする施策になります。重点施策、左側部分とⅡ分野別施策、これは右側に分けて記載しておりまして、重点施策は先ほどの六つの大きな課題に対する施策でございまして。また、右側の分野別施策は、例えば第一章、道路交通環境、主にハード面ですとか、そういったところ、そして第二章が交通安全意識、人の意識のところ、例えば第三章、道路交通秩序といった各テーマごとの視点から分野別施策を取りまとめております。

本計画なんですけれども、従来、継続して取り組んできている施策につきましては前回の計画からそのまま引き継いでおりまして、過去五年間の交通安全を取り巻く状況の変化を踏まえて、新たな事項や取組を付け加えてございまして、そこを中心に本編にて御説明をいたします。

恐れ入ります。まず、重点施策のほうで、五〇ページをお開きいただけますでしょうか。第三章、自転車の安全利用の推進のところになってくるんですけれども、ここの一番

下のところ、5指導取締りの強化のところに、今年四月一日から、いわゆる青切符制度が導入されたことにより、自転車利用者のルール遵守への関心が高まっている、この機を捉えまして、刷新したリーフレットや教材、アプリ等を用いて、幼児から高齢者に至るまでの全世代向けの啓発、とりわけ青切符検挙件数の多い一時不停止ですとか信号無視など、継続して啓発をしてまいります。

続いて、右上五二ページをお願いいたします。ここの下のところなんですけれども、リーフレットを載せておりますが、この青切符に先立つこと令和六年十一月に、自転車のスマホや酒気帯びの罰則が強化されておりますので、一層の安全意識の向上を図ってまいります。

次に、恐れ入ります。右上六〇ページをお願いいたします。第六章、電動キックボード等に代表される小型モビリティの安全対策の推進についてでございます。これら小型モビリティの利用者等につきましては、警察署ですとか、何より事業者と連携することが重要と考えておりまして、広報活動や交通ルール、マナーの周知、安全利用に対する意識啓発の推進に取り組んでまいります。

次ページ、右上六一ページにお進みください。ここの一番上のところ、2指導取締りの強化というところなんですけれども、警察の取組ではございますが、小型モビリティの危険・迷惑な走行に対する指導・警告、悪質・危険な違反者に対する取締りの強化を明記しております。

続きまして、分野別施策で新たに加えた事項でございますが、恐れ入ります。右上七四ページをお開きください。㊦のところの運転者における交通安全教育という項目でございます。③の二輪車の中にペダル付電動バイクを追加いたしまして、安全意識の高揚と安全運転技術の向上を図る旨、記載しております。また、すぐ下の④の電動キックボードなど特定小型原動機付自転車のところにつきましても、もう御存じのとおり、令和五年七月から免許不要となりましたことから、交通ルールの理解の重要性が増しておりますので、安全講習を警察署、事業者と共に実施する旨、記載しております。

次ページ、右上七五ページにお進みください。㊧のヘルメット関係です。従来、区条例による子どもの自転車用ヘルメット着用が義務化されておりましたけれども、令和五年四月一日の改正道路交通法施行に伴い、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっておりますので、取り組むべき視点として追加しております。

続きまして、右上八二ページにお進みください。⑥でございます。歩行者の保護対策と

して、こちらは警察署の取組とはなりますが、速度規制、通行禁止などにより、一層歩行者保護に重点を置いた交通規制を検討することとされております。関連して、ちょうど昨日より生活道路における自動車の法定速度が時速六十キロから時速三十キロに引き下げられているところでございます。

そして、最後となります。右上六二ページにお戻りいただけますでしょうか。こちらは、リーフレット二種類、同じものなのですが、掲げております。近年、外国人の運転による事故が増加していることを先ほど御説明いたしました。このことに鑑みまして、重点施策の第一章高齢者、第二章の子ども、第六章の小型モビリティ、また、分野別施策の第二章の交通安全意識の普及徹底におきまして、日本の交通ルールについて多言語に対応したリーフレットや教材、アプリなどで交通ルールの普及啓発を図ることを、それぞれ盛り込んでございます。

これで新たに盛り込んだ内容の説明は以上となります。

あと、本編全体にわたって、少し御覧いただいたように、実際に啓発活動に使用しているリーフレットですとか交通安全教室の様子、事故データ、統計の分析コラムなど対応しております、より分かりやすい計画内容とすることに努めたところでございますので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは、恐れ入ります。かがみ文、最初の一ページにお戻りいただければと思います。3今後のスケジュールでございます。この後、九月半ばに素案の公表とともに区民意見募集を行いまして、その後、案として取りまとめまして、来年二月に区民意見募集結果とともに、こちらの委員会で報告させていただきまして、三月に計画を策定する予定としております。

私からの説明は以上となります。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**山口ひろひさ委員** 教えていただきたいんですけども、罰則が強化になって青切符が切られるようになったわけで、これは警察署のほうですけども、今後こういう自転車等の青切符の数、内容とか、そういうのは世田谷区のほうに教えてもらえるのでしょうか。

○**藤川交通安全自転車課長** 実際の検挙件数は、やはり大事なポイントになるので、報道ベースでも公開されてくると思うんですが、当然そういった情報は取っていきたいと思っていますし、四月、ちょうど始まって一か月間の情報は公開をされておりまして、これは警察庁からの統計でございますけれども、都内が五百件余り、区内ではないんです

が、都内で五百件の青切符交付がございまして、一時不停止、信号無視、遮断踏切立入りが多かったところでございますので、引き続き、その内容については注視してまいりたいと思っています。

○関口江利子委員 ありがとうございます。これは目標が死者数ゼロと、負傷者数と、それぞれ書いてあるんですけれども、今、医療の発達で助かる命は非常に増えていると思います。一方で、命が助かってよかったねで終わりではなくて、その後の後遺症に苦しんでいる方もたくさんいらっしゃると思うんですけれども、四肢が不自由になったり、脳損傷であったり、その後の生活に大きく影響する人たちも多いと思うんですけれども、このあたりの把握というのはされているのでしょうか。

○藤川交通安全自転車課長 事故後の生活のところは、この交通安全計画の中では対象外になってくるんですが、分野別施策の第六章、被害者の救済のところでは交通事故相談ですとか、交通事故被害者等に対する連絡制度、これは主に、事故は相手方と被害者との関係がございまして、そういったところの支援は、この第六章の被害者の救済のところでは、この計画において記載をしているところでございます。

○関口江利子委員 ありがとうございます。交通安全を訴えていく上で、数字だけで死亡ゼロを目指すだけだと、なかなか実はそれだけじゃないよ、やっぱりヘルメットはしないと、脳にどう影響があるか分からないしとか、手足がどうなるかとかというところ、内臓障害であったりとかというところも伝えていくことで事故防止にもなっていくのかなと思いますので、そういった観点も周知していくところで入れていくことも御検討いただけると、いいのかなと思うので、これは要望したいと思います。

小型モビリティの件でも、これによって障害を負ったと、事業者さんからも、今、報告を受けたりもしているので、これから小型モビリティの安全性は、ますます本当に進めていっていただきたいと思います。要望します。

○岡川大記委員 自転車に関与した交通事故の推移というので、区内で二〇一一年から出ているんですけれども、そもそもの総数の三千件から、今、半分程度まで減っているように見えるんですけれども、これは何が要因で、これだけ事故が減っていったんでしょうか。何かの厳罰化があったんでしょうか。

○藤川交通安全自転車課長 自転車関与事故のところではございますが、これは、この交通安全計画を定めて様々な、区役所だけではなくて警察署も含めて、また、事業者様、そして小学校ですとか中学校、そういったあらゆる主体が、それぞれの分野で自転車の交通安

全対策に取り組んできたことが、結果として、この数字の減少につながっているんだろうというふうには推測をしているところでございます。

○岡川大記委員 自転車が絡んでいない、多分事故の総件数が三千件から千六百件ぐらいまで減っているんで、半分に、この十五年間ぐらいで減っているように見えるんですけども、自転車が絡まずに事故が減っているのは何かあるのかなと思ったんですけども。

○藤川交通安全自転車課長 自転車が絡まない事故についても当然この二十年余りで減っていますし、また、この十年間、少し減少率が低下をしているんですけども、この計画は自転車の交通安全計画ではなくて、道路交通全体の計画になってきますので、もちろん自転車の啓発もそうですし、歩行者への啓発もそうですし、ドライバーの方への啓発もそうですし、全て内包した形の計画になっておりますので、ここの計画だけではなくて東京都の計画もありますし、国の計画も、それぞれの主体がそれぞれの交通事故防止に取り組んだ結果で減ってきているんだろうというところは、推測しているところでございます。

○岡川大記委員 二〇一一年から五年間ぐらいで事故件数がすごい激減をしているので、多分、一番いいところをピンポイントで改善できたんじゃないかなと。今、ちょっと停滞している感じはするので、そのあたり、自転車の件数がすごく増えているというよりは、パーセンテージは増えている、件数は減っているになっているような感じはするので、自転車だけなのか、それとも、もっとほかにもできることがあるのかというのは考えていただいて、何かちょっと自転車だけがすごくルールを厳格化していく感じもするので、自転車の方々が過ごしやすいようなまちづくりというか、ルールづくりもしていただきたいなというふうに要望いたします。

○下山芳男委員 自転車の事故というのは、やはり非常に多いわけですけども、ヘルメットの件なんですけれども、ヘルメット着用というときには、ヘルメットの購入の支援とか、そういうものがあつたんですけども、その後、だんだんだんだん、ヘルメットを着用しようというようなのが、ちょっと下火になっちゃったようなことに思うんですよ。

区の職員の方なんかも駐輪場で見ると、ヘルメットをかぶっている方のほうが、はるかに少ないので、かぶっている人は少ないので、区の職員の方も仕事上で、もしけがなんかしたときには重症化するわけですから、積極的に着用を区のほうでも図っていくほうがいいと思うんですけども、その点どうですかね。

○藤川交通安全自転車課長 委員おっしゃるとおり、ちょっと下火になってきているので

はないか、また、職員がというところがございましたけれども、まず、職員につきましては年度初めに、自転車で通勤されている方、また、職場で自転車を使われる方については、必ずかぶるようという通知を出しているところでございまして、また、職員向けの自転車の教室、講習会等も用意をしております、その中では必ずそのことは伝えているところでございますが、引き続き、こういったことを粘り強く行って、まず職員の着用率を上げていく。まず隗より始めよということがございますので、そういったところは引き続き取り組んでいきたいと思っておりますし、また、全体的に着用率が下火になっているところにつきまして、着用率はここ一貫して、時々かぶるも含めると三〇%前後になっておりまして、かぶらない理由というのが、例えば髪型が崩れるからとか、持ち運びが不便だからとか、あるいは、そもそもかぶる必要を感じていないとか、そういった動機がそれぞれございますので、そういった動機のところに何が行政としてできるのかということを考えながら、引き続き着用率の向上に努めてまいりたいと思っております。

○**下山芳男委員** 私の周りのあんしんすこやかセンターの職員の方なんかは、必ず着用して自転車に乗っているというのをよく見るんですけれども、職員の方の駐輪場で見ると着用している方は少ないので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

○**畝目土木部長** ありがとうございます。下山委員からは毎度こうした御意見をいただいているところもあるんですけれども、区職員も現場に出る際には、そうしたヘルメットをかぶるようというので、ヘルメットも専用に現場へ出るような形で置いています。それをかぶって出るようにしているんですけれども、恐らく通勤だとか、そうしたところだと思えます。そういった点については、こちらについては総務部を通して、ずっとお声かけはしているところなんですけれども、二子庁舎につきましては私どもの所管になりますので、全体的に年度当初に、通勤も含めた中で、自分の命は自分で守るだとか、そうしたけがについて守るだとか、そうしたところも含めて啓発等をさせていただいているところです。

こちらの本庁につきましても、総務のほうにも改めて、そうした御意見をいただきましたということを伝えていきたいと思えます。

○**ひうち優子委員** 一点、外国人の方への交通安全対策というところで、結構私のところに最近、外国人の方の運転が危ないだとか、そういう御意見があって、外国人の方といっても観光ビザを持っている方、あとは在留資格を持っている方とか、様々いらっしゃると思うんですけれども、ここのデータにもちゃんと、外国人の方の事故が危ないだとか、あ

と、それに対する対策、七五ページの㊦外国人に対する交通安全教育というところで書いてあるんですけれども、そのあたり、今後、外国人の方も増える中で、共存する中で対策を取っていく必要があるのかなと私は考えているんですけれども、特にSNSとか、あとは外国人対応の言葉の問題もありますけれども、そのあたり、今後どういうふうに考えていくのかというところを教えてください。

○藤川交通安全自転車課長 まさに言葉のところもございますので、先ほど少し見ていただきましたように、リーフレットですとかパンフレット、そういったものも多言語版を用意しておりますので、ここに載せているのは英語版がメインになっているんですが、それ以外にも多言語に対応したものがございますので、そういったものを使う、あるいは動画とか、そういったものについても多言語に対応したものがございますので、そういったものも使って普及啓発をしていきたいと思っております。

—————
○畠山晋一委員長 次に、㊧擁壁改修工事（池尻四丁目二番先）の契約変更について、理事者の説明をお願いします。

○高橋工事第一課長 それでは、池尻四丁目二番先の擁壁改修工事の契約変更につきまして御報告いたします。

初めに、1 主旨でございます。本工事につきましては令和六年十二月より着手しておりますが、工事内容の変更及び工期の延伸が必要となったことから、地方自治法第百八十条に基づく専決処分を行ったものでございます。

続きまして、2 契約件名及び3 場所でございます。工事場所につきましては記載のとおりでございます、詳細な位置につきましては別紙1の案内図にお示ししております。

次に、4 契約の相手方につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、5 契約期間でございます。当初、令和六年十二月六日から令和八年十一月十八日までとしておりましたが、後ほど御説明いたします施工条件の変更に伴い六十日間延伸し、令和九年一月十七日までとするものでございます。

次に、6 契約金額でございます。当初契約金額は五億五千五百五十万円に対し、変更後の契約額は五億八千六十九万四千四百円となります。

次に、7 主な変更理由について御説明いたします。まず一点目でございます。施工に先立ち、現場を精査した結果、施工箇所の地盤条件を踏まえ、鋼矢板圧入時の施工方法を変更する必要性が生じたため、西側構台の仮設材を二スパン分、追加したものでございます。

二点目でございます。工事着手後に地中障害物が発見されたことから、その撤去工事が必要になったものでございます。三点目でございます。施工敷地内の電柱移設工事の工程変更に伴い、西側作業構台設置工の着手時期に変更が生じたため、工期を六十日間、延伸するものでございます。

最後に、8専決処分日でございます。専決処分日は令和八年八月二十一日でございます。

説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 次に、㊟その他ですが、ほかに報告事項はございますでしょうか。

○**釘宮豪雨対策・下水道整備課長** 先ほど私が答弁した内容について、記憶違いがございましたので修正させていただきます。

先ほど法人申請について、二件程度と記憶していると答えたんですが、今、確認したところ、正確には八件でしたので、訂正させていただきます。失礼いたしました。

○**関口江利子委員** 八月二十日に都市計画審議会が開かれたかと思うんですが、昨日の参考人招致でも、少し山口委員のほうから様子についてお話があったんですけども、私たち都市整備常任委員会の委員のメンバーは、都市計画審議会のメンバーはほとんどいない状況なので、都市計画審議会の八月二十日の様子を報告していただくことというのは可能でしょうか。

○**畠山晋一委員長** 今の釘宮さんのとは全く関係なく。その他ですね。

○**一坪都市計画課長** 今、関口委員のお話、都市計画審議会は今回三件ありまして、烏山のいわゆる市街地再開発事業に関連する案件と生産緑地に関する案件、それと都市計画公園に関する案件の三件の報告がありました。今、関口委員のお話ですと、これまでの経緯を踏まえますと、烏山の案件のお話ということでよろしいでしょうか。

○**関口江利子委員** この間、陳情なんかも出ているので、そこを中心に教えていただければと思いました。

○**畠山晋一委員長** 都市計画審議会は、たしか我々、委員としては山口先生しか入っていませんけれども、傍聴することができるんです。だから、ぜひ傍聴していただいて、直接現場に出て。それがタイミングが合わない場合もあるかもしれませんが、そういつ

たときに、また報告等が必要であれば、また聞いていただけたらいいので。全く我々は聞く機会がないということではないので、その辺はちょっと御理解いただきたいと思います。

○中塚さちよ委員 その他、いいんですかね。一件。

○畠山晋一委員長 今、㊟のその他なので、協議事項の後にその他がございますので。

○中塚さちよ委員 そうですか。では、協議事項ですよね。分かりました。

○畠山晋一委員長 よろしいですか。

それでは、そのほか、何もないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長 では、報告事項の聴取はこれで終わります。

○畠山晋一委員長 次に、2 協議事項に入ります。

㊢次回委員会の開催についてですが、次回委員会は第三回定例会の会期中である九月二十四日木曜日の午前十時から開催を予定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長 それでは、次回委員会は九月二十四日木曜日午前十時から開催予定とすることにいたします。

以上で協議事項を終わります。

○畠山晋一委員長 そのほか何かございますでしょうか。

○中塚さちよ委員 八月三十一日付で地元議員のほうにもペーパーは入っていたんですけども、千歳烏山周辺まちづくりニュースに区の都市計画課の電話番号とファクス番号の誤記載があったということで、これは、ちょうどこのときのまちづくりニュースは、例の千歳烏山の十七条の縦覧と意見書提出に関する内容だったものですから、皆さん関心を持ってこれを見て、意見書の提出をしようとかということで、ここにかけた区民の方が、電話番号が違う、使われていないというのが出てしまったということで、会派の地元議員のほうに結構な苦情が来たと。

これはちょっとした書き間違いだと思うんですけども、それについてかなり区民の方から苦情が来たことで、役所のほうでも、これはニュースの誤記載がありましたという報告を地元議員のほうにもくださったようなんですけれども、そもそもこれは何で、単なるタイ

プミスだったのか、一体いつからこれは間違いが、いつ、どういうふうに、どうして間違ったのかとか、何で分かったのかとか、ちょっと。

○一坪都市計画課長 今、中塚委員から御指摘あった話は、烏山の都市計画に関する十七条の公告縦覧を周知するようなニュースになっておりまして、都市計画課の電話番号が六四三二のところを六三四二と、三と四をタイプミスをしたところを見抜けなかったというのは、大変申し訳ございませんでした。

状況としましては、九月三日から公告縦覧が始まりまして、意見を募集しますという内容になっておりますので、連絡先、もちろん区民の方から連絡があって、その間違いに気づきましたので、即座に、ポスティングをしている最中であつたんですけれども、配っているものに対しては改めて正しいもので配り直しております。配っていない地域につきましては、正しく直したニュースを改めて発行して、間違っていないものを、トータルとしては一万三千部を配ったという状況になっております。

九月三日からですので、あしたまでですけれども、新たに配り直した部分は全て完了しておりますので、皆さんにちゃんと届いているのを確認しております。それと、あいにく電話番号のほうは、ファクスも電話番号も使われていなかったのも、それは不幸中の幸いというか、間違つてファクスが送られることとか、間違つて電話をかけられるということは、なかったということで確認はしているところでございます。

○中塚さちよ委員 これは多分、今回のために新しく作ったチラシだと思うんですけれども、区が直接作ったのか、どこかにお願いしたものなんですかね。

○一坪都市計画課長 そのニュース自体は烏山支所の駅周辺整備担当課が作っておりまして、委託業者さんと一緒に作業して、最終的には区が確認をして発行するといったものになります。

○中塚さちよ委員 では、ここの具体の書き間違いが委託業者なのか区なのかは、ちょっと分からないんですけれども、私もよく委託業者の仕事を昔していたものですから、こういう文章とか数字とかって絶対自力で手で打たない。もうコピペ。短くても絶対タイプミスってあるから、こういった電話番号みたいな短いものでも直接打つなど、もう本当に言われました。必ずコピペしろと。なので、そういった細かいところが徹底されていなかったんじゃないのかなと。今回のような皆さんが本当に関心を持って連絡してくるところで、そういうミスが出てしまったんだと思うんですね。今後の対策はどうなりますか。

○一坪都市計画課長 このニュース発行に当たりましては複数の目で見えております。都市

計画課も見ておりますし、いろんな複数の目で見ておりますけれども、抜けてしまったところとは反省しまして、チェック体制を強化して、まずはそういった問合せ先だとか、ふだん使っている電話番号で間違っていないだろうというような過信もあったかと思っておりますので、そのあたりは意識をしっかりと取り組んでいきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○中塚さちよ委員 多分、区の方が見ると麻痺しちゃっていて、もう何かスルーしちゃったと思うので、しっかりチェックしてください。

○畠山晋一委員長 そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長 それでは、以上をもちまして本日の都市整備常任委員会を散会いたします。

午後零時二十六分散会
